

下市町第4次障害者基本計画

令和4年3月

下 市 町

はじめに

～下市町第4次障害者基本計画を策定しました～



基本理念

**誰もがみとめあい 誰もがささえあい
誰もが自分らしく生きるまちづくり**

このたび、「誰もがみとめあい 誰もがささえあい 誰もが自分らしく生きるまちづくり」を基本理念として、下市町第4次障害者基本計画を新たに策定しました。

この計画は、令和4年度から令和9年度までの6か年にわたる指針であります。

今回の計画では、共生社会の実現に向けた取り組みを重点に置いております。

今後は、この計画に基づき、行政、事業者、学校とその他関係機関・団体との連携・協力による地域全体で支える共生社会の実現に向けた取り組みを重点に置き、必要なサービス基盤の整備など様々な課題に対応し、本計画の着実な推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました五條吉野自立支援協議会の皆様をはじめアンケート調査等に際して障害者関係団体等からの意見聴取等において貴重なご意見をお寄せいただいた、多くの町民・関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

下市町長
秋本 龍眼

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 本町の現状	8
1. 既存・統計データからみる現状	8
2. 障害のある人の生活状況（アンケート結果）	15
第3章 計画の基本理念等	43
1. 基本理念	43
2. 基本目標	44
3. 計画の体系	45
第4章 施策の方向	46
基本目標1. 障害に対する理解と啓発の促進	46
基本目標2. 地域生活を支える体制づくり	50
基本目標3. 自立と社会参加を促進する支援体制の整備	60
基本目標4. 地域で安心して暮らせる環境の整備	65
第5章 計画の推進	70
1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携	70
2. 計画の進行管理、点検・評価	70
資料	71
1. 計画策定の経過	71
2. 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱	72
3. 五條・吉野地域自立支援協議会令和3年度全体会委員名簿	74

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

【国の動向】

我が国では、「障害者基本法」において、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが明記されています。また、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、雇用・就労面では、「障害者優先調達推進法」（平成25年施行）、「障害者雇用促進法」（令和元年改正、段階的に施行）、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」（平成28年施行）、権利擁護面では「障害者虐待防止法」（平成24年施行）、「成年後見制度利用促進法」（平成28年施行）、文化・芸術面では「障害者文化芸術推進法」（平成30年施行）、「読書バリアフリー法」（令和元年施行）などといった様々な法制度の整備・改正が行われてきました。

障害者差別解消法の成立により国内法の整備がなされたことから、平成26年1月に我が国は「障害者権利条約」を批准しました。障害当事者の主体的な参画等を理念とする「障害者権利条約」の批准後、平成30年3月に、国は障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第4次）」を策定しました。「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念として掲げ、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことや本人の決定を尊重する意思決定支援の実施などが盛り込まれました。

■ 障害のある人に関連する国の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成18年	「障害者自立支援法」施行
平成19年	「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」署名
平成21年	改正「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」施行（※一部除く）
平成23年	改正「障害者基本法」施行
平成24年	「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」施行

年	主な動き
平成 25 年	「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」一部施行 「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」施行
平成 26 年	「障害者権利条約」批准 改正「障害者総合支援法」施行
平成 28 年	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行 改正「障害者雇用促進法」施行（※一部除く） 「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」施行
平成 30 年	「障害者基本計画（第 4 次）」閣議決定 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」施行（※一部除く） 「障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）」施行 「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 「ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）」施行
令和元年	改正「障害者雇用促進法」段階的に施行 「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」施行

【奈良県の動向】

奈良県は、「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」をめざし、「①障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会」「②障害のある人が地域の一員として生涯安心して暮らせる社会」の実現に取り組むため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「奈良県障害者計画」を策定しました。

【本町の動向、策定の趣旨】

本町では、平成28年3月に令和3年度までを計画期間とした「下市町障害者計画（下市町第3次障害者基本計画・下市町第4期障害福祉計画）」を策定し、「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる 下市町」を基本理念に、障害の有無にかかわらず一人ひとりの個性が尊重され、誰もが安心して、一人の住民として同じ立場で暮らしていけるまちをめざし、障害者施策を推進してきました。その後、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や奈良県の指針や障害者制度改革を踏まえ、「下市町第5期障害福祉計画・下市町第1期障害児福祉計画」を平成31年3月に策定しました。

令和2年には、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針が改訂され、共生社会の実現に向けた取り組みをより推進していくことが求められています。

「下市町第4次障害者基本計画（以下、「本計画」という。）」は、これまでの成果を引き継ぎつつ、障害のある人を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応し、障害者施策を総合的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

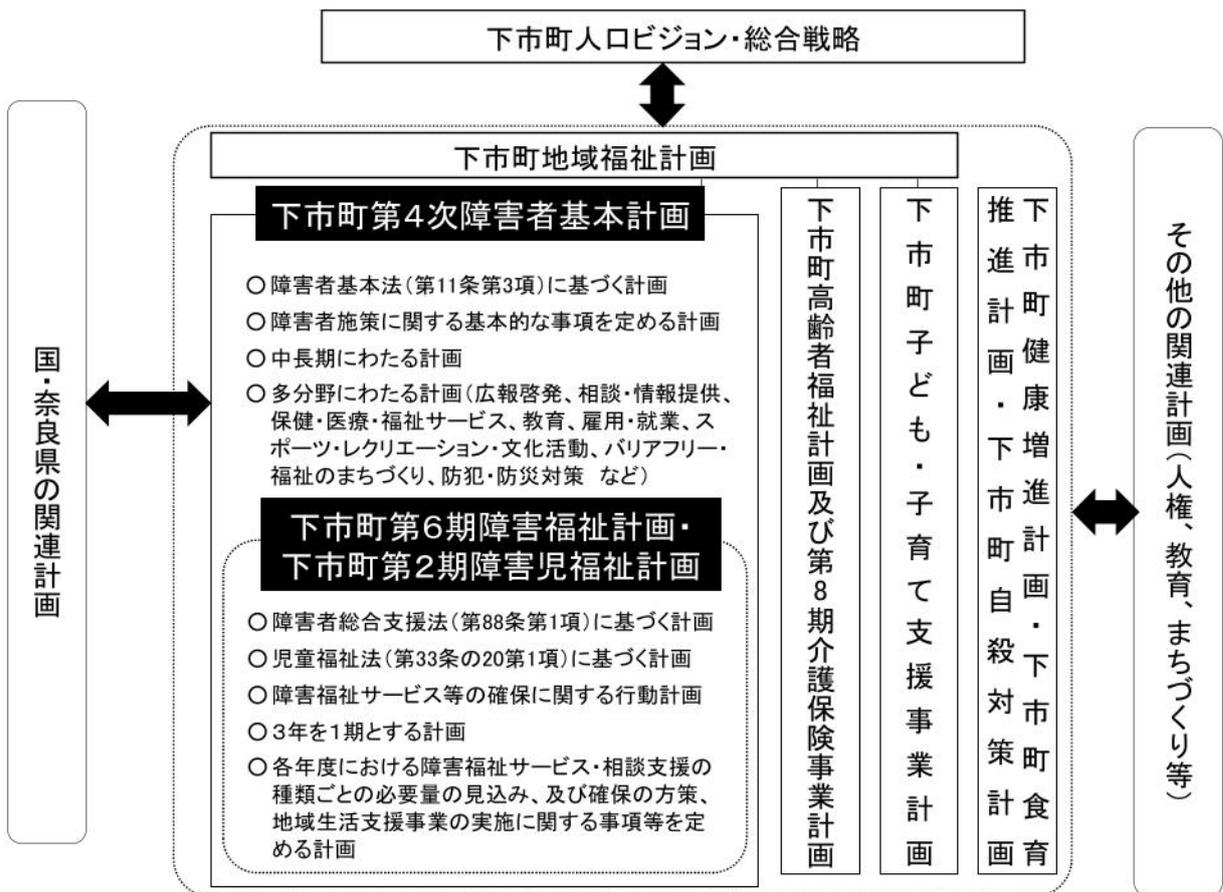
1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

なお、「下市町第6期障害福祉計画」「下市町第2期障害児福祉計画」は、別冊として策定します。

2) 関連計画との関係

本計画は、町の地域福祉を推進するための「下市町地域福祉計画」を上位計画とし、「下市町人口ビジョン・総合戦略」をはじめ、「下市町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や国の「障害者基本計画（第4次）」、奈良県の「奈良県障害者計画」とも整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和9年度までの6年計画とします。しかし、法制度や社会情勢が大きく変化した場合は必要に応じて計画を見直すものとします。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年に一度見直しを行うもので、「下市町第6期障害福祉計画」「下市町第2期障害児福祉計画」は、令和4年度から令和6年度を計画期間とします。



4. 計画の策定体制

1) 障害のある人等からの意見の集約

(1) 当事者アンケートの実施

障害者手帳を所持している人及び障害福祉サービスを利用されている人、精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている人を対象に、日常生活を送る上で困っていることや問題・課題、ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施方法】

項目	内容
調査の目的	本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、ニーズ等を把握し、本計画策定の基礎資料とするもの
調査対象者	障害者手帳を所持している人及び障害福祉サービスを利用されている人、精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている人
調査期間	令和3年6月14日から令和3年8月10日に実施
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	470件

(2) 団体・事業所ヒアリング調査の実施

町内の障害者団体、町内・近隣市町の事業者等に対して、本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、福祉人材の確保について把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

【ヒアリング調査の実施方法】

項目	内容
調査の目的	本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、福祉人材の確保等について実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするもの
調査対象者	町内の障害者団体、町内・近隣市町の事業者等
調査期間	令和3年8月20日から令和3年9月13日に実施
調査方法	郵送・メールによる配布・回収
配布数	14件

2) 「五條・吉野地域自立支援協議会」による協議

本計画の策定にあたっては、障害者団体や福祉関係者、学識経験者等で構成する「五條・吉野地域自立支援協議会」において、現状や課題、今後の方向等について意見を聞き本計画を策定しました。

3) 計画の評価・検証

「下市町第3次障害者基本計画」「下市町第5期障害福祉計画・下市町第1期障害児福祉計画」の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課と連携し、施策・事業の確認、評価、取りまとめを行い、本計画に反映しています。

4) パブリックコメントの実施

アンケートやヒアリング等の結果により策定した計画案について、広く住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本町の現状

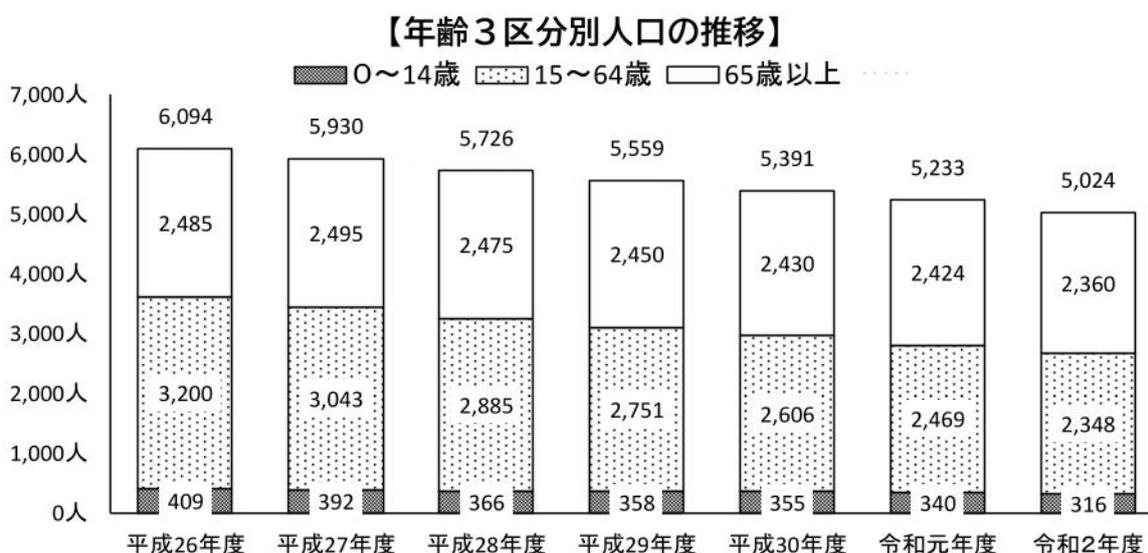
1. 既存・統計データからみる現状

1) 人口の推移

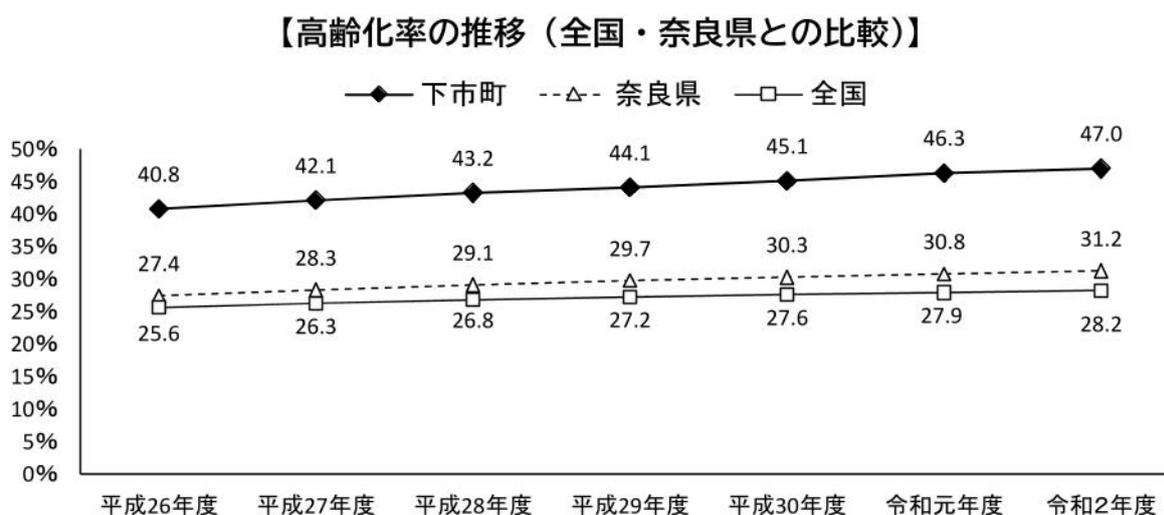
本町の総人口は年々減少しており、令和2年度で5,024人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳、65歳以上のすべての年代で年々減少しています。

高齢化率は、全国・奈良県に比べて高い状況です。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

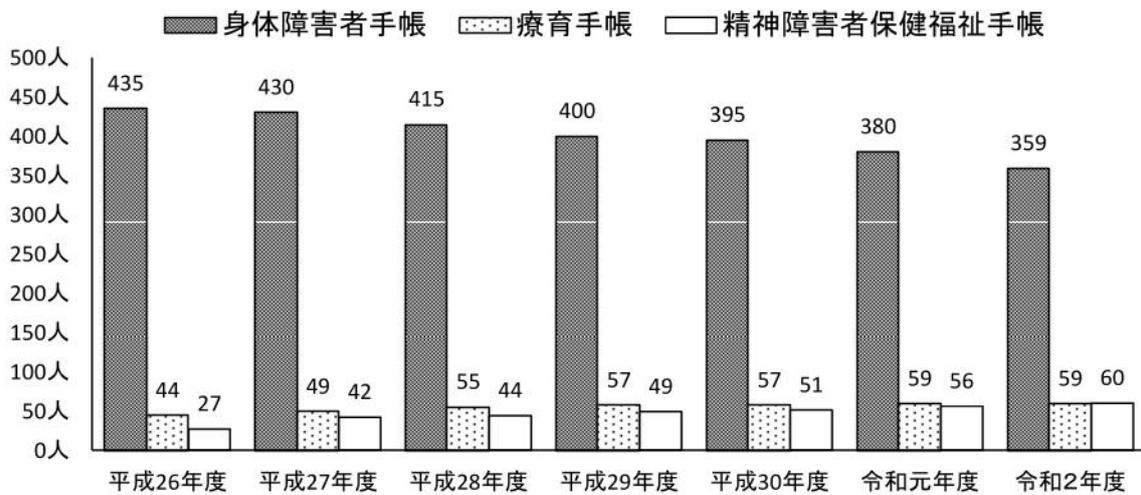
全国・奈良県は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年度1月1日現在）

2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加している状況にあり、令和2年度で身体障害者手帳所持者が359人、療育手帳所持者が59人、精神障害者保健福祉手帳所持者が60人となっています。

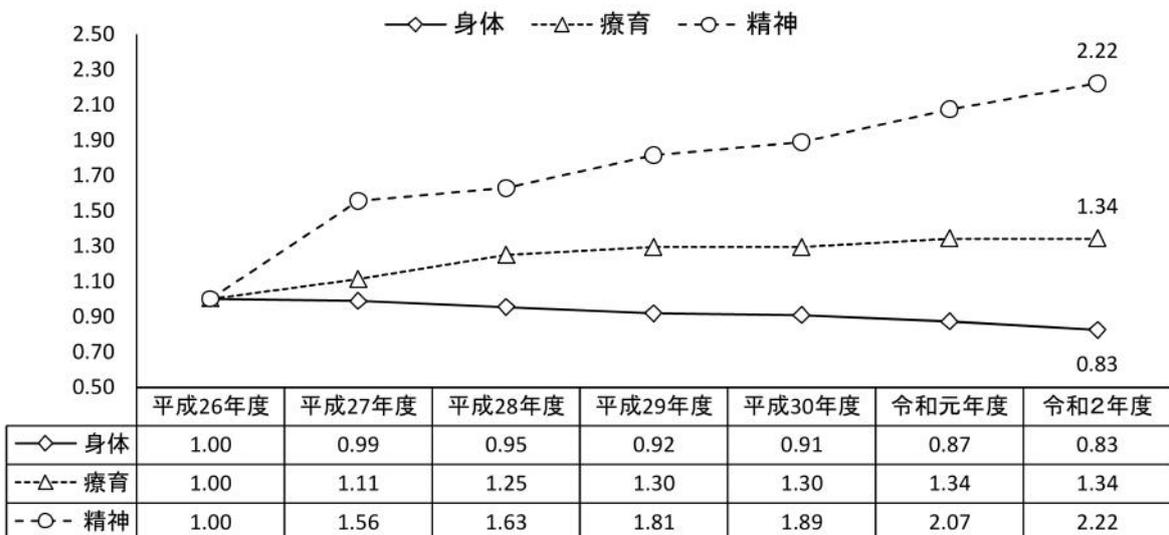
平成26年度を基準とした増加率をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多く増えており、平成26年度から令和2年度にかけて2.22倍増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

【平成26年度を基準（1.00）とした障害者手帳所持者の増加率】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

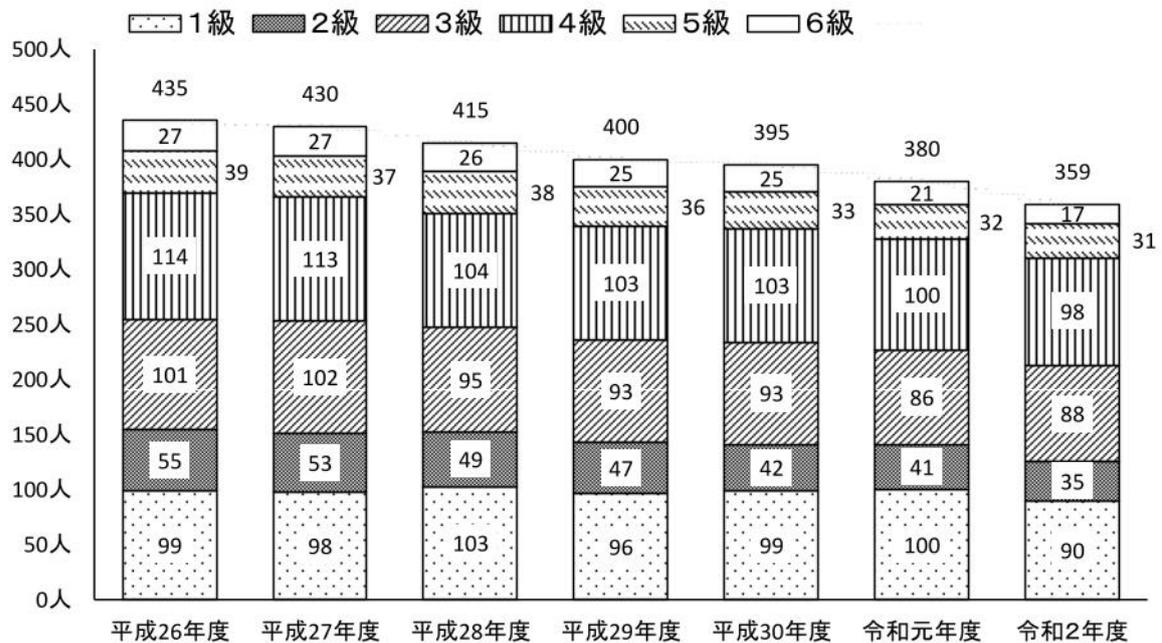
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、各年度ともに「4級」が最も多く、令和2年度で98人（構成比27.3%）となっています。次いで「1級」「3級」と続いています。

部位別にみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く、令和2年度で192人（構成比53.5%）となっています。次いで「内部障害」「聴覚平衡機能障害」と続いています。

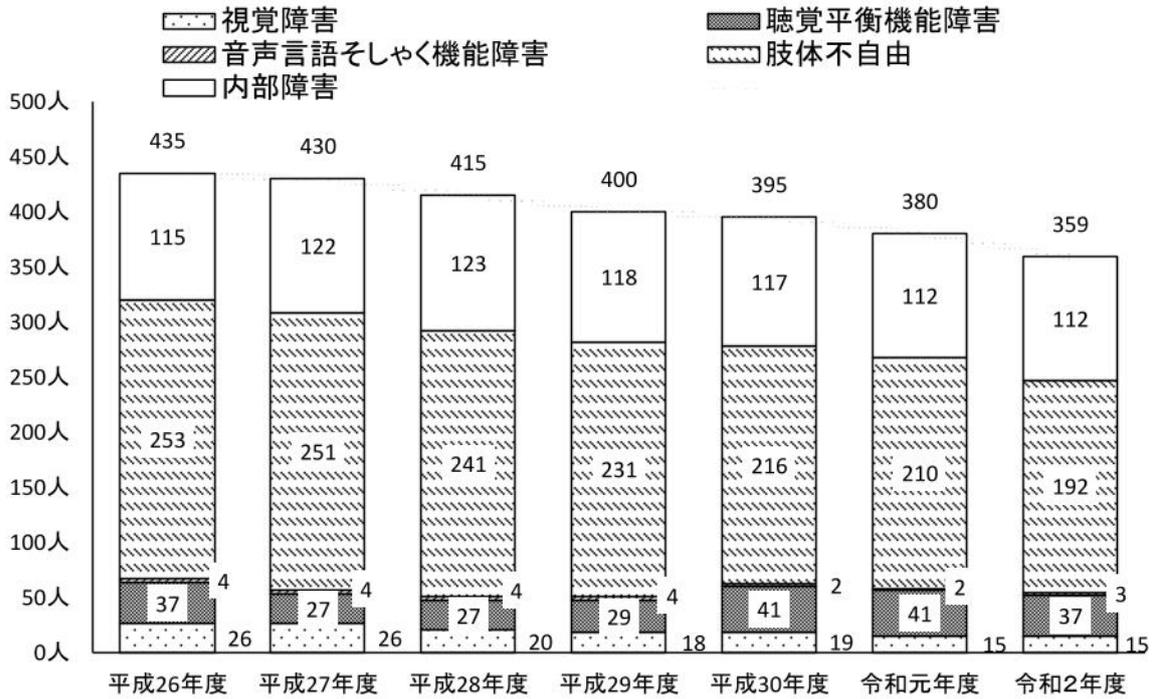
年齢別にみると、各年度ともに「65歳以上」が最も多く、令和2年度で307人（構成比85.5%）となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者の推移】



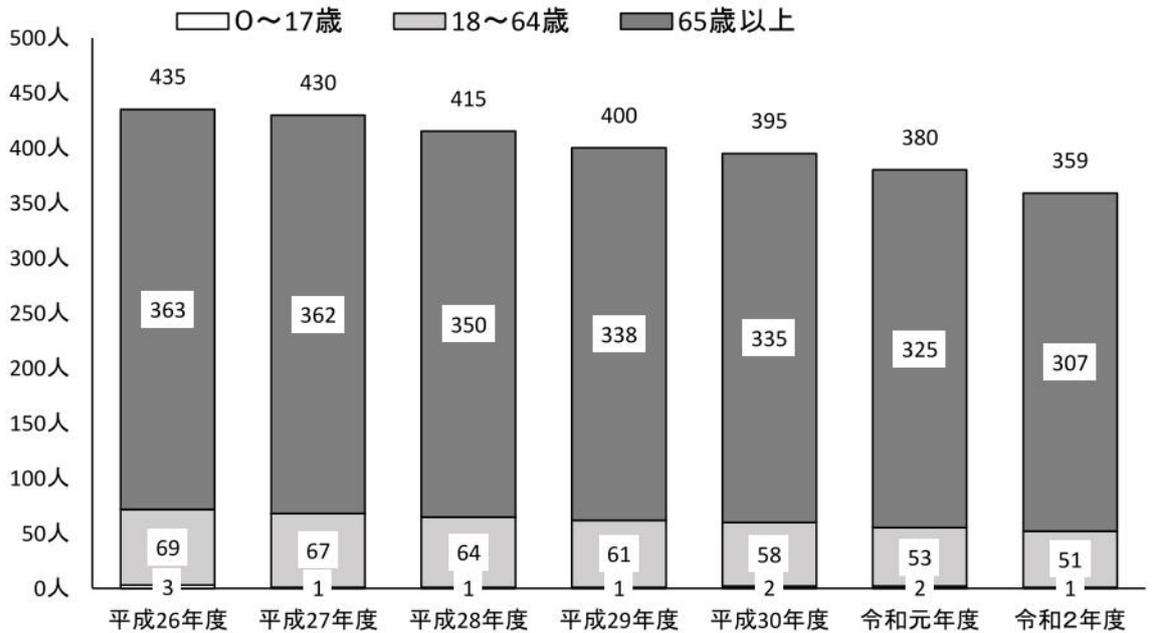
資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

【部位別身体障害者手帳所持者の推移】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

【年齢別身体障害者手帳所持者の推移】



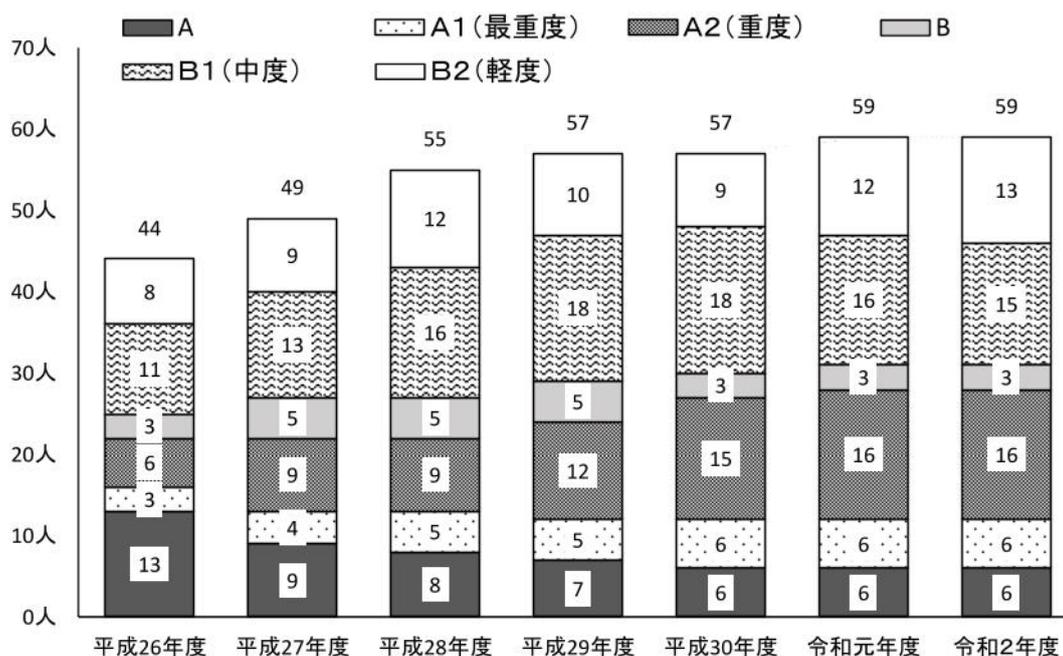
資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

(2) 療育手帳所持者

療育手帳所持者を判定別にみると、「A1（最重度）」「A2（重度）」が年々増加しています。令和2年度は「A2（重度）」が最も多く、16人（構成比27.1%）となっています。次いで「B1（中度）」「B2（軽度）」と続いています。

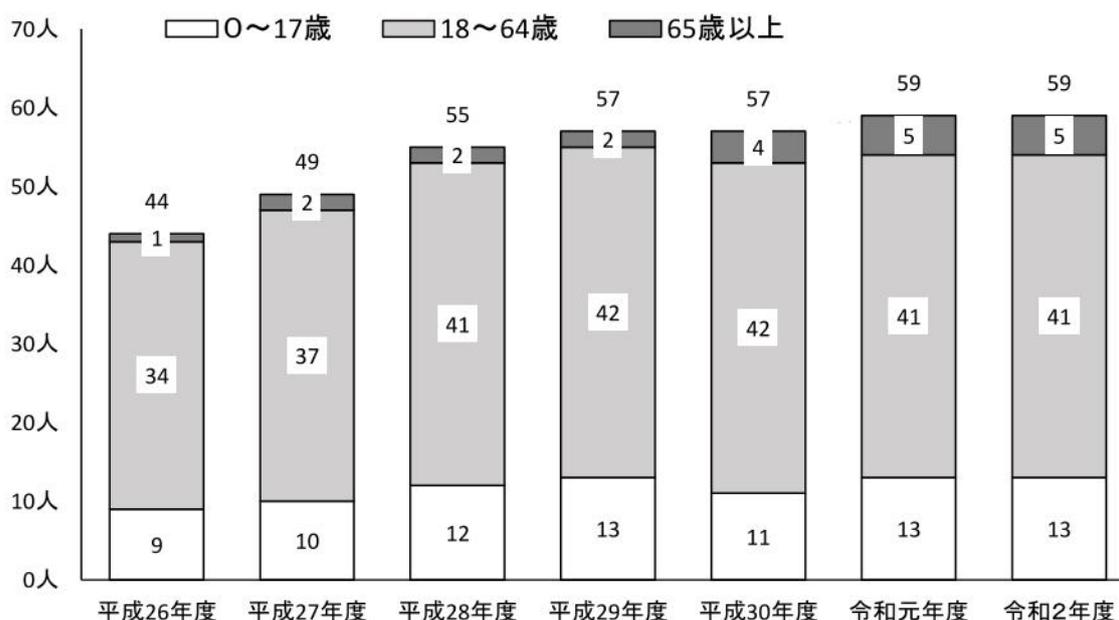
年齢別にみると、各年度ともに「18～64歳」が最も多く、令和2年度で41人（構成比69.5%）となっています。

【判定別療育手帳所持者の推移】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

【年齢別療育手帳所持者の推移】



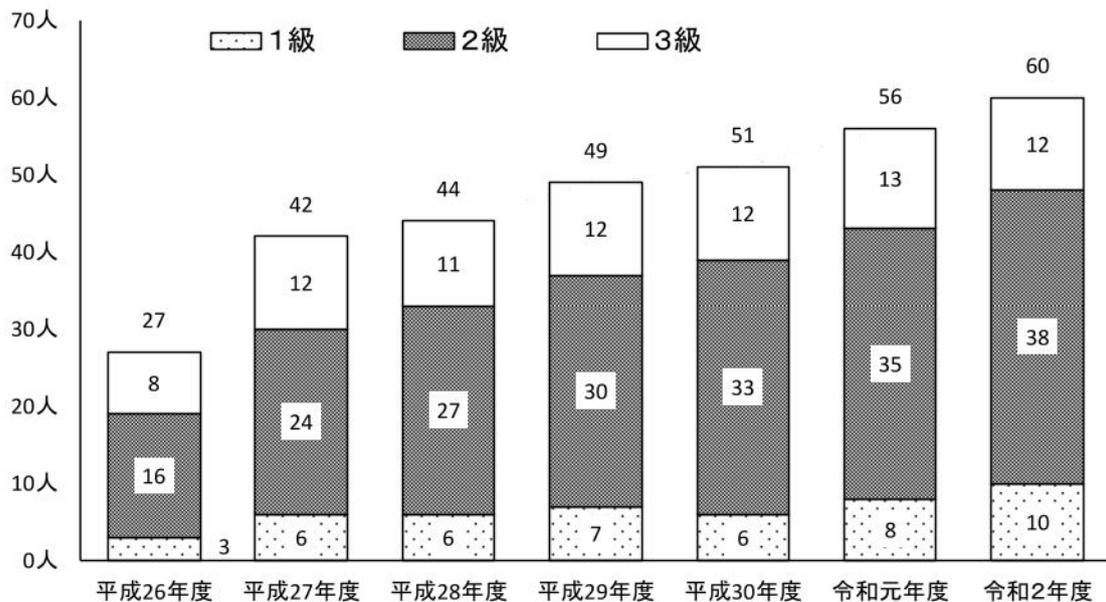
資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、各年度ともに「2級」が最も多く、令和2年度で38人（構成比63.3%）となっています。次いで「3級」「1級」と続いています。

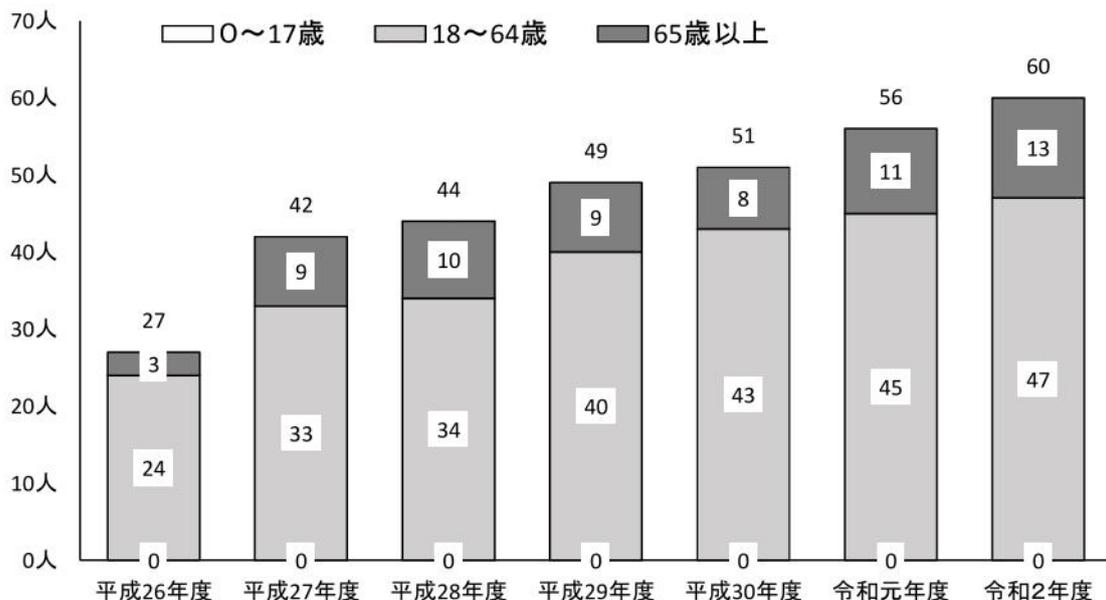
年齢別にみると、各年度ともに「18～64歳」が最も多く、令和2年度で47人（構成比78.3%）となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

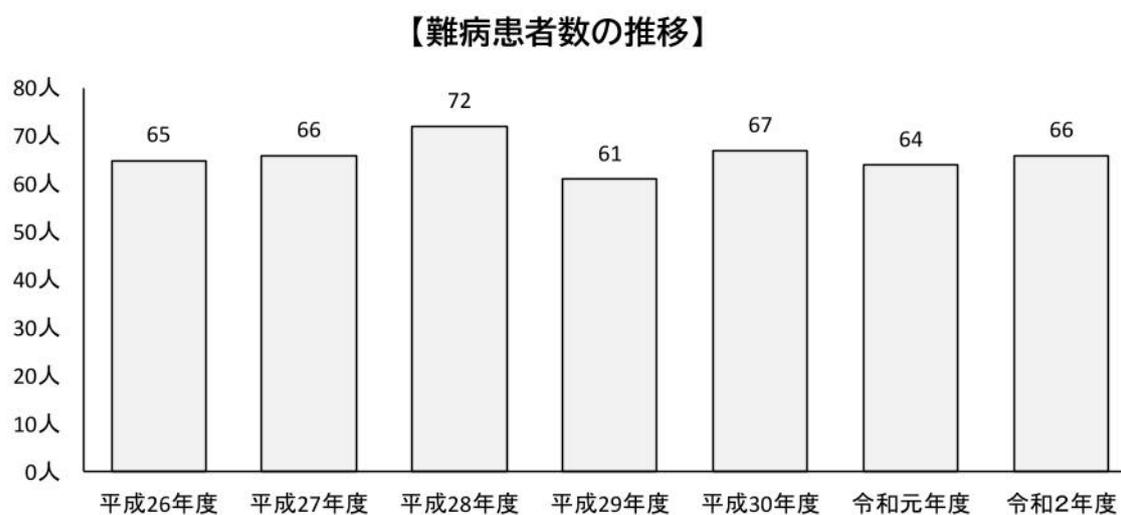
【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

(4) 難病患者の状況

国が定める難病の患者数は、概ね一定で推移しています。



資料：健康福祉課（各年度3月末現在）

2. 障害のある人の生活状況（アンケート結果）

1) 調査実施にあたって

【アンケート調査の実施方法】

項目	当事者アンケート調査	団体・事業所ヒアリング調査
調査の目的	本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、ニーズ等を把握し、本計画策定の基礎資料とするもの	本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、福祉人材の確保等について実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするもの
調査対象者	障害者手帳を所持している人及び障害福祉サービスを利用されている人、精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている人	町内の障害者団体、町内・近隣市町の事業者等
調査期間	令和3年6月14日から令和3年8月10日	令和3年8月20日から令和3年9月13日に実施
調査方法	郵送による配布・回収	郵送・メールによる配布・回収
配布数	470件	14件
回収数	264件	12件
回収率	56.2%	85.7%

【調査結果の見方】

- 図表中の「n」とは、集計対象実数（あるいは該当対象者実数）を指しています。
- 図表の数値（%）は、すべて小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- 図表の数値（%）は、すべて小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、図表の各項目の数値を足したものと文章中の数値が一致しない場合があります。
- 無記入、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理しています。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。
- 前回調査とは、平成27年に本町で実施したアンケート調査のことです。
- クロス集計の手帳等の種類の「精神通院医療」は、精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている人の略です。

2) 調査結果概要

(1) 当事者アンケート結果

①回答者の年代と障害の種類（複数回答）

障害の種類について尋ねたところ、「内部障害」が23.5%で最も多く、次いで「肢体不自由（下肢）」が21.6%、「精神障害」が11.7%で続いています。

年齢別にみると、39歳以下は「知的障害」、40～64歳は「精神障害」、その他の年代は「内部障害」が最も多くなっています。

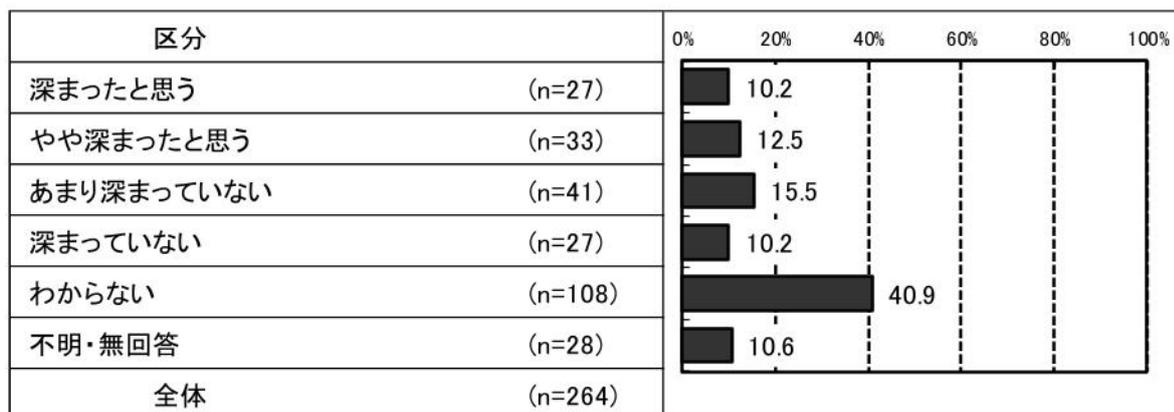
		(n)	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由（上肢）	肢体不自由（下肢）	肢体不自由（体幹）	内部障害
全体		264	3.8	7.6	1.5	8.7	21.6	6.1	23.5
年齢	39歳以下	26	3.8	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	0.0
	40～64歳	49	2.0	8.2	2.0	10.2	18.4	4.1	14.3
	65～74歳	59	1.7	5.1	0.0	10.2	25.4	10.2	33.9
	75歳以上	126	4.8	9.5	2.4	8.7	24.6	6.3	27.8

		(n)	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	不明・無回答
全体		264	7.2	11.7	3.4	0.8	3.0	1.5	16.3
年齢	39歳以下	26	38.5	30.8	30.8	3.8	0.0	0.0	15.4
	40～64歳	49	12.2	30.6	2.0	2.0	0.0	0.0	10.2
	65～74歳	59	3.4	6.8	0.0	0.0	3.4	0.0	11.9
	75歳以上	126	0.0	3.2	0.0	0.0	4.8	2.4	20.6

②障害のある人に対する理解

■障害や障害のある人に対する地域の理解（単数回答）

この十年間で障害や障害のある人に対する地域の理解が深まったと思うかについて尋ねたところ、「深まった（「深まったと思う」「やや深まったと思う」の和）」は、2割程度となっています。



■障害があることで差別や嫌な思いをする(した)こと（単数回答）

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことについて尋ねたところ、「ある（「ある」「少しある」の和）」は26.6%となっています。年齢別にみると、39歳以下は65.4%、40～64歳は42.8%、65～74歳は28.8%、75歳以上は11.1%となっています。

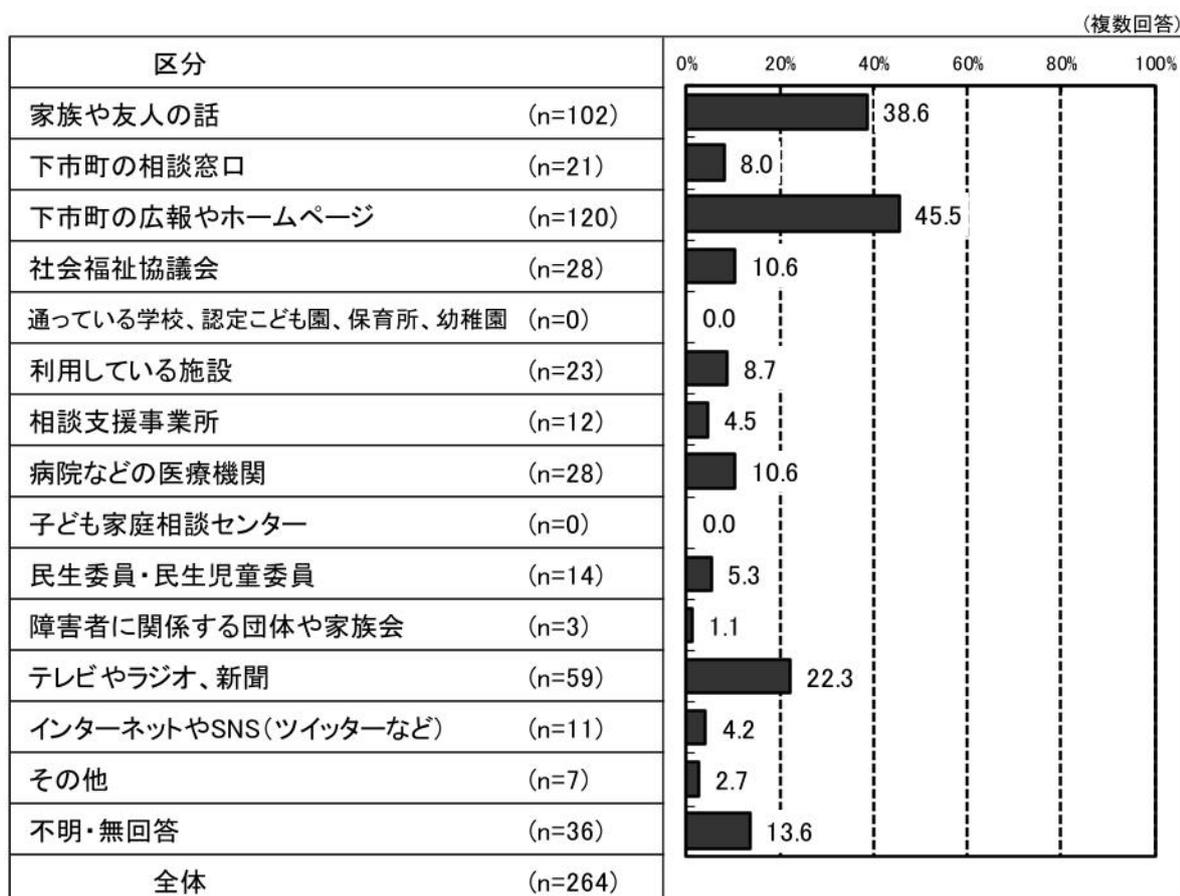
手帳等の種類別にみると、身体障害者手帳は22.0%、療育手帳は45.1%、精神障害者保健福祉手帳は55.5%、精神通院医療は50.0%となっています。

		(n)	ある	少しある	ない	不明・無回答
全体		264	8.0	18.6	58.0	15.5
年齢	39歳以下	26	34.6	30.8	26.9	7.7
	40～64歳	49	12.2	30.6	44.9	12.2
	65～74歳	59	3.4	25.4	59.3	11.9
	75歳以上	126	2.4	8.7	68.3	20.6
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	5.2	16.8	62.8	15.2
	療育手帳	31	16.1	29.0	48.4	6.5
	精神障害者保健福祉手帳	27	29.6	25.9	40.7	3.7
	精神通院医療	28	28.6	21.4	42.9	7.1

③情報の入手・相談先

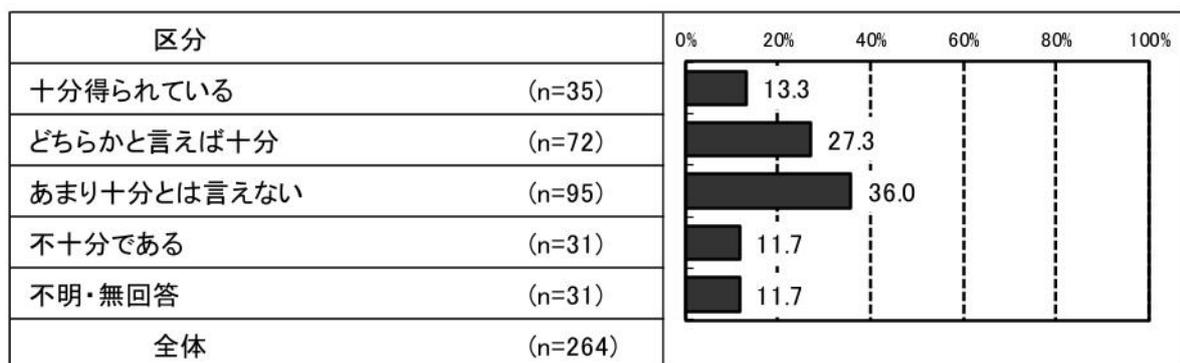
■情報の入手方法（複数回答）

下市町の制度やサービスについての情報をどのような方法で入手しているかを尋ねたところ、「下市町の広報やホームページ」が45.5%で最も多く、次いで「家族や友人の話」が38.6%、「テレビやラジオ、新聞」が22.3%が続いています。



■情報の入手状況（単数回答）

情報は十分得られているかを尋ねたところ、「得られている（「十分得られている」「どちらかと言えば十分」の和）」は40.6%となっています。



■悩みや困ったことの相談先（複数回答）

悩みや困ったことを相談するのはだれかについて尋ねたところ、今回・前回ともに「家族や親せき」が最も多くなっています。今回は前回と比べて「隣近所の人」「ホームヘルパー、ケアマネジャー」が多く、「家族や親せき」が少なくなっています。

	(n)	家族や親せき※1	友だち・知り合い	隣近所の人	認定こども園・保育所・幼稚園・学校・通園施設※2	職場	病院・診療所（医療相談）	サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）	ホームヘルパー、ケアマネジャー※3	保健師
今回	264	74.6	27.3	15.5	0.0	1.9	15.9	13.3	12.1	0.4
前回	321	80.7	20.6	8.7	1.2	0.9	14.6	8.7	4.7	0.3

	(n)	役場の職員	相談支援事業所	民生委員・民生児童委員	障害者相談員（ピア・カウンセラー）	障害者に関係する団体や家族会	相談する人はいない	その他	不明・無回答
今回	264	8.0	2.7	4.2	0.8	1.9	1.5	2.3	6.8
前回	321	8.1	3.7	4.7	0.3	1.9	1.6	3.4	9.0

※1 前回の選択肢は「家族」

※2 前回の選択肢は「保育所・幼稚園・学校」

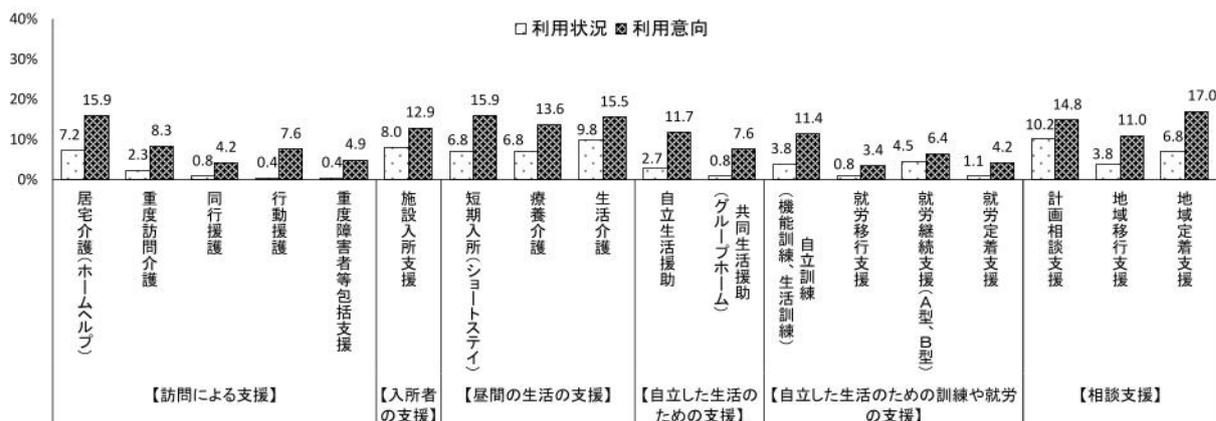
※3 前回の選択肢は「ホームヘルパー」

④ 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

■障害福祉サービスの利用状況と利用意向（複数回答）

障害福祉サービスの利用状況について尋ねたところ、「利用したことがある」は、「計画相談支援」が10.2%で最も多く、次いで「生活介護」が9.8%、「施設入所支援」が8.0%となっています。

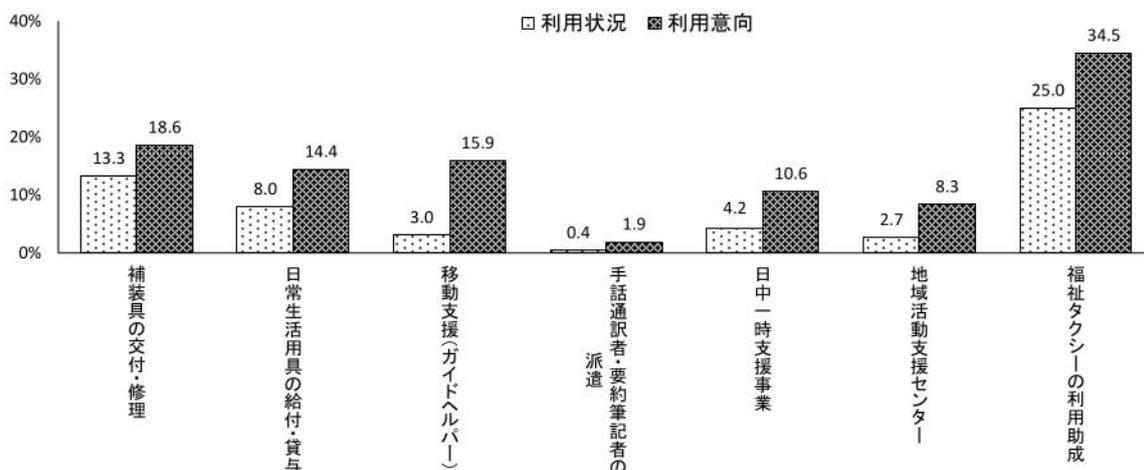
利用意向は、「地域定着支援」が17.0%で最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」がともに15.9%となっています。



■地域生活支援事業・補装具費支給制度・外出支援事業の利用状況と利用意向（複数回答）

地域生活支援事業・補装具費支給制度・外出支援事業の利用状況について尋ねたところ、「利用したことがある」は、「福祉タクシーの利用助成」が25.0%で最も多く、次いで「補装具の交付・修理」が13.3%、「日常生活用具の給付・貸与」が8.0%となっています。

地域生活支援事業の利用意向について尋ねたところ、「利用したい」は、「福祉タクシーの利用助成」が34.5%で最も多く、次いで「補装具の交付・修理」が18.6%、「移動支援（ガイドヘルパー）」が15.9%となっています。

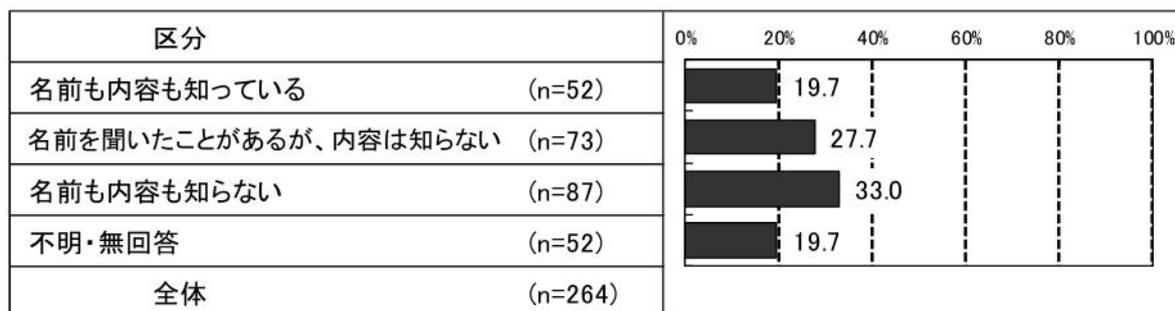


※「福祉タクシー利用助成」は「外出支援タクシー利用料助成」です。

⑤ 権利擁護

■成年後見制度の認知度（単数回答）

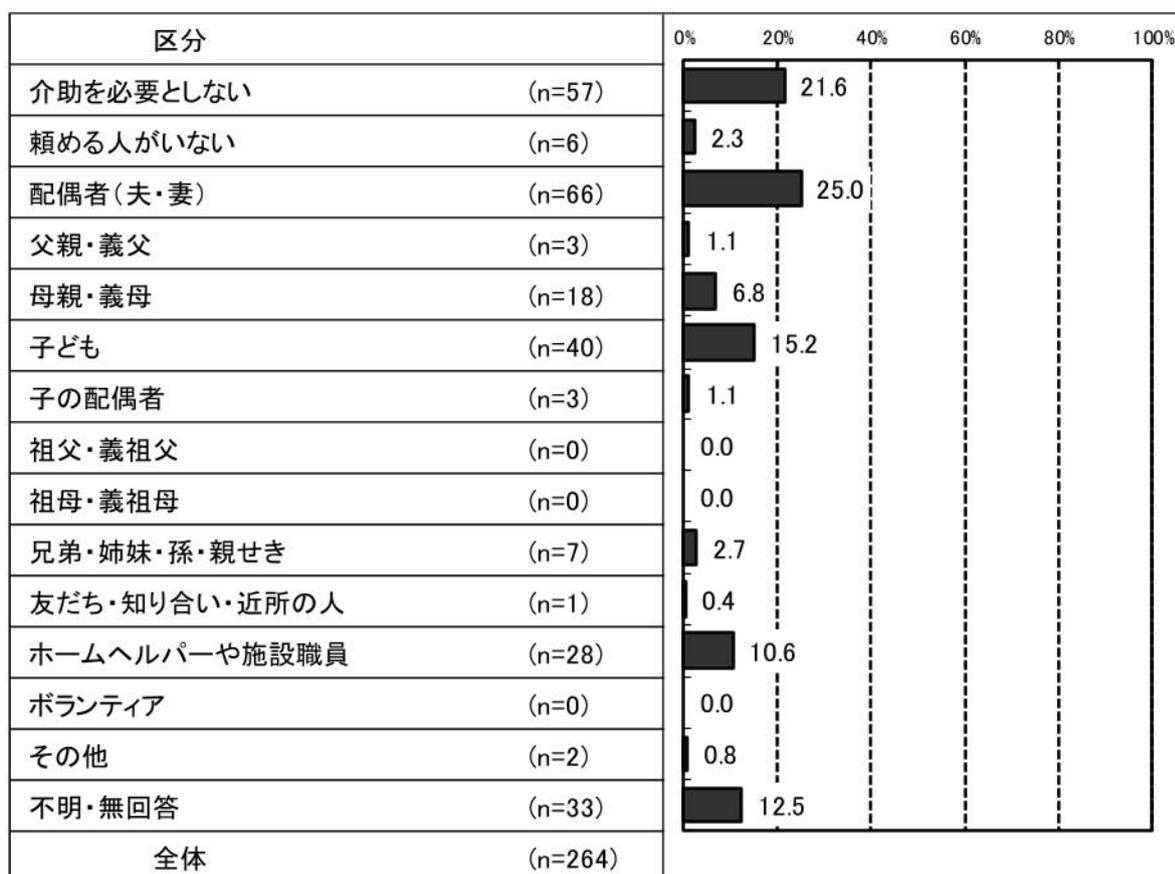
成年後見制度について尋ねたところ、「名前も内容も知らない」が33.0%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.7%、「名前も内容も知っている」が19.7%が続いています。



⑥ 家族介助者の状況

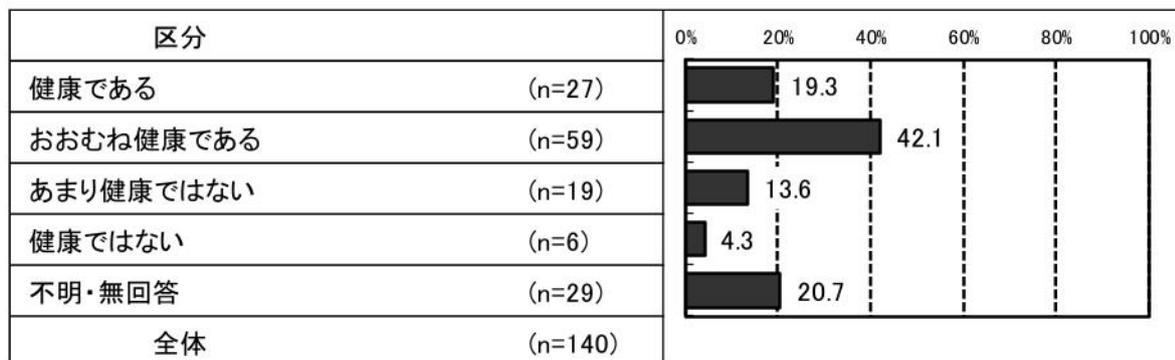
■介助者の状況（単数回答）

主な介助者（日常生活の支援をしてくれる方）は誰かについて尋ねたところ、家族・親せきは51.9%となっています。



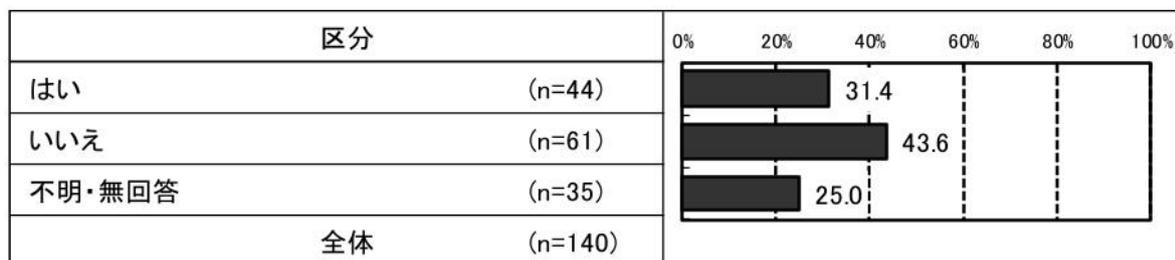
■家族介助者の健康状態（単数回答）

主な介助者が家族の場合、主な介助者の健康状態について尋ねたところ、「おおむね健康である」が42.1%で最も多く、次いで「健康である」が19.3%、「あまり健康ではない」が13.6%で続いています。



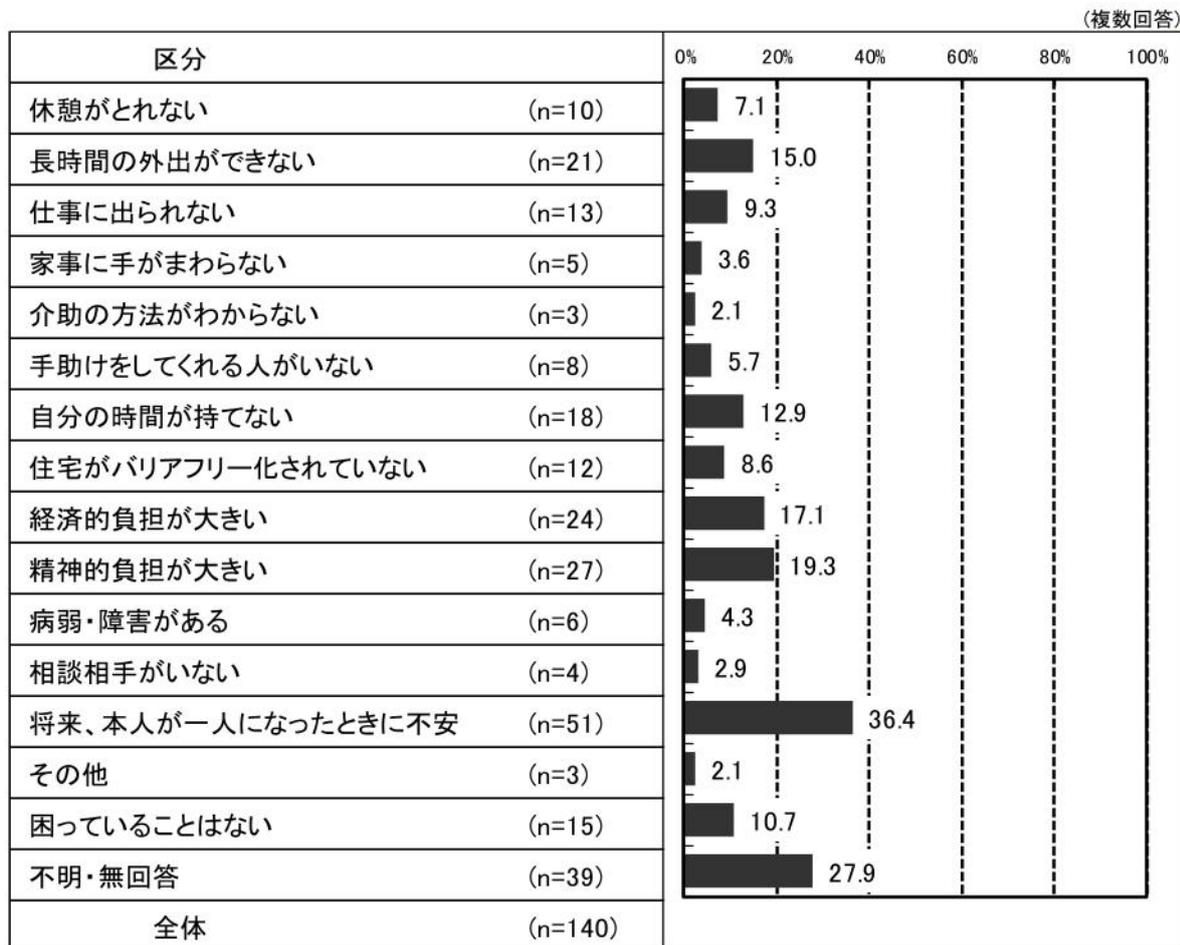
■家族介助者の補助介助者の状況（単数回答）

主な介助者が家族の場合、主な介助者以外の介助者の有無を尋ねたところ、「いいえ」が43.6%、「はい」が31.4%となっています。



■家族介助者の困っていること（複数回答）

主な介助者が家族の場合、主な介助者が困っていることについて尋ねたところ、「将来、本人が一人になったときに不安」が36.4%で最も多く、次いで「精神的負担が大きい」が19.3%、「経済的負担が大きい」が17.1%が続いています。



⑦ 医療的ケア

■医療を受けるにあたって困っていること（複数回答）

医療を受けるにあたって困っていることについて尋ねたところ、「特に困っていない」が51.9%で最も多く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」が10.6%、「専門的な治療を行う病院が身近にない」が9.5%で続いています。

手帳等の種類別にみると、どの種類も「特に困っていない」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療の3割が「医療費や交通費の負担が大きい」と回答しています。また、療育手帳の3割が「医師や看護師等とのコミュニケーションが難しい」と回答しています。

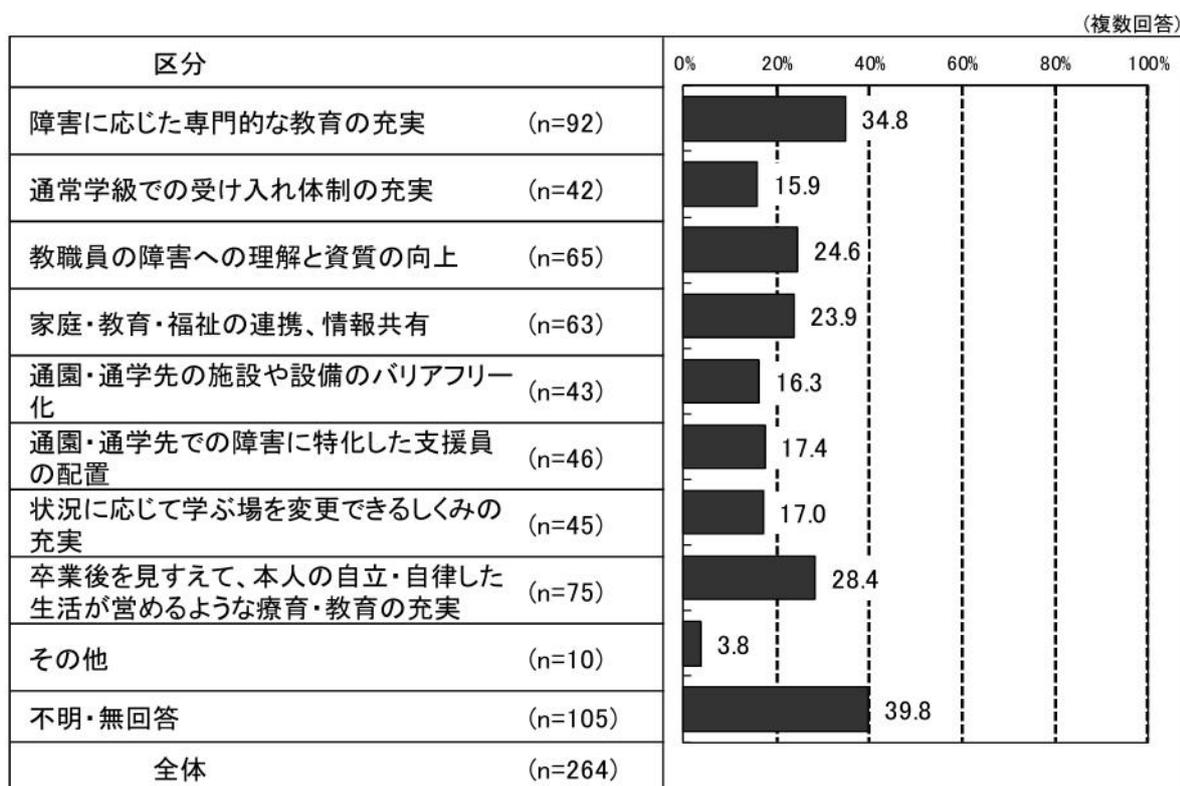
	(n)	特に困っていない	通院するときに手助けしてくれる人がいない	専門的な治療を行う病院が身近にない	専門的なりハビリができない	のちよつと受けた病気が入るのを気にしている	気軽に診てくれる医師がいない	
全体	264	51.9	6.4	9.5	4.9	6.8	3.8	
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	53.4	7.3	9.4	4.7	7.3	4.2
	療育手帳	31	41.9	3.2	6.5	6.5	9.7	6.5
	精神障害者保健福祉手帳	27	44.4	11.1	25.9	14.8	7.4	7.4
	精神通院医療	28	42.9	7.1	17.9	7.1	10.7	10.7

	(n)	歯科治療を受けられない	医療費や交通費の負担が大きい	通院が難しい病院が、往診をしてほしい	医師や看護師等とのコミュニケーションが難しい	その他	不明・無回答	
全体	264	1.9	10.6	4.2	8.3	3.0	17.8	
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	2.1	10.5	4.7	5.8	2.6	16.8
	療育手帳	31	0.0	3.2	3.2	25.8	3.2	29.0
	精神障害者保健福祉手帳	27	0.0	25.9	11.1	14.8	3.7	7.4
	精神通院医療	28	7.1	28.6	3.6	10.7	7.1	7.1

⑧ 学校・園

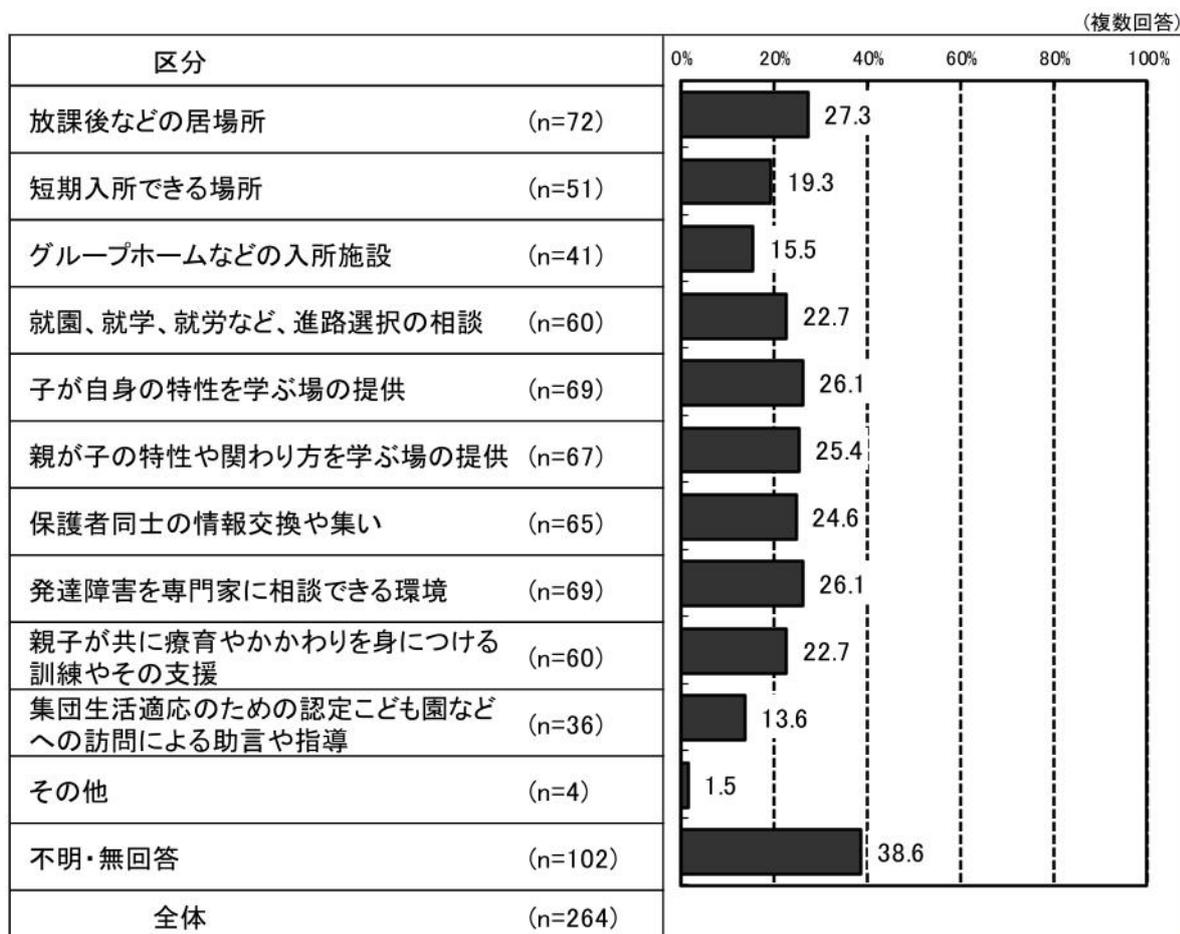
■療育や教育で充実してほしいこと（複数回答）

療育や教育で充実してほしいことについて尋ねたところ、「障害に応じた専門的な教育の充実」が34.8%で最も多く、次いで「卒業後を見すえて、本人の自立・自律した生活が営めるような療育・教育の充実」が28.4%、「教職員の障害への理解と資質の向上」が24.6%で続いています。



■障害のある子どもに必要な支援（複数回答）

障害のある子どもにどのような支援などがあれば良いと思うかについて尋ねたところ、「放課後などの居場所」が 27.3%で最も多く、次いで「子が自身の特性を学ぶ場の提供」と「発達障害を専門家に相談できる環境」がともに 26.1%、「親が子の特性や関わり方を学ぶ場の提供」が 25.4%で続いています。



⑨ 就労

■就労状況（18歳以上のみ）（単数回答）

18歳以上の方が平日の日中を主にどのように過ごしているかについて尋ねたところ、収入を得る仕事をしている人は2割程度となっています。

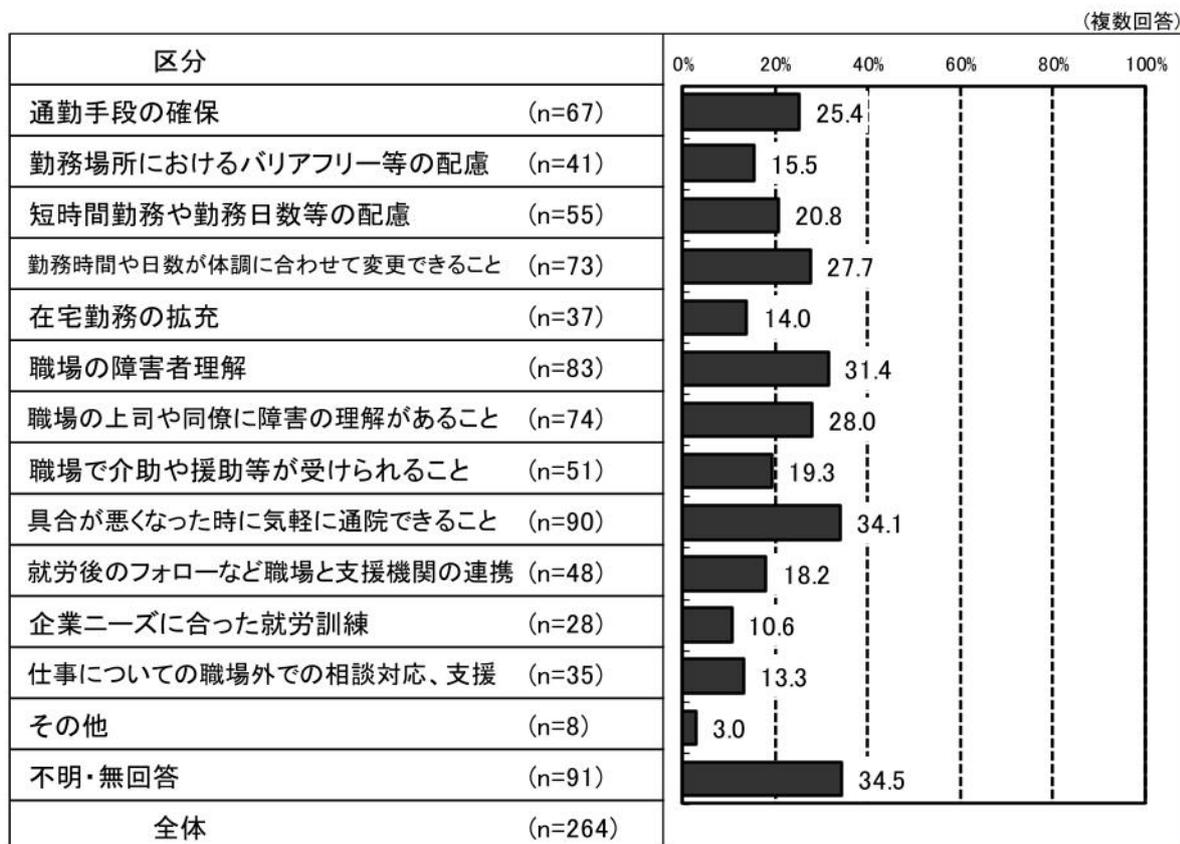
手帳等の種類別にみると、身体障害者手帳は2割程度、療育手帳は4割程度、精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療は3割程度となっています。

	(n)	収入を得る仕事をしている (正規雇用)	収入を得る仕事をしている (パート・アルバイトなどの非正規雇用)	収入を得る仕事をしている (福祉作業所など)	収入を得る仕事をしている (自営業、農林水産業などその他)	大学、専門学校、職業訓練校などに 通っている	特別支援学校（小中高等部）に 通っている	一般の高校、小中学校 (特別支援学級を含む)に通っている	認定こども園、保育所、幼稚園、 障害児通所施設などに通っている	ボランティアなど、収入を得ない 活動をしている
全体	256	5.9	5.9	4.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
手帳等の種類	身体障害者手帳	189	5.3	5.3	2.6	7.4	0.0	0.0	0.0	1.1
	療育手帳	26	11.5	11.5	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳	27	7.4	3.7	14.8	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	精神通院医療	28	10.7	0.0	10.7	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0

	(n)	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設などに通っている	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所施設や病院などで 過ごしている	その他	不明・無回答	
全体	256	7.8	2.3	1.6	0.8	36.7	8.2	0.8	18.8	
手帳等の種類	身体障害者手帳	189	9.5	1.1	1.6	0.5	39.2	6.9	0.5	19.0
	療育手帳	26	0.0	15.4	0.0	0.0	15.4	11.5	0.0	19.2
	精神障害者保健福祉手帳	27	3.7	0.0	3.7	0.0	37.0	18.5	0.0	3.7
	精神通院医療	28	3.6	0.0	3.6	3.6	46.4	7.1	0.0	7.1

■障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）

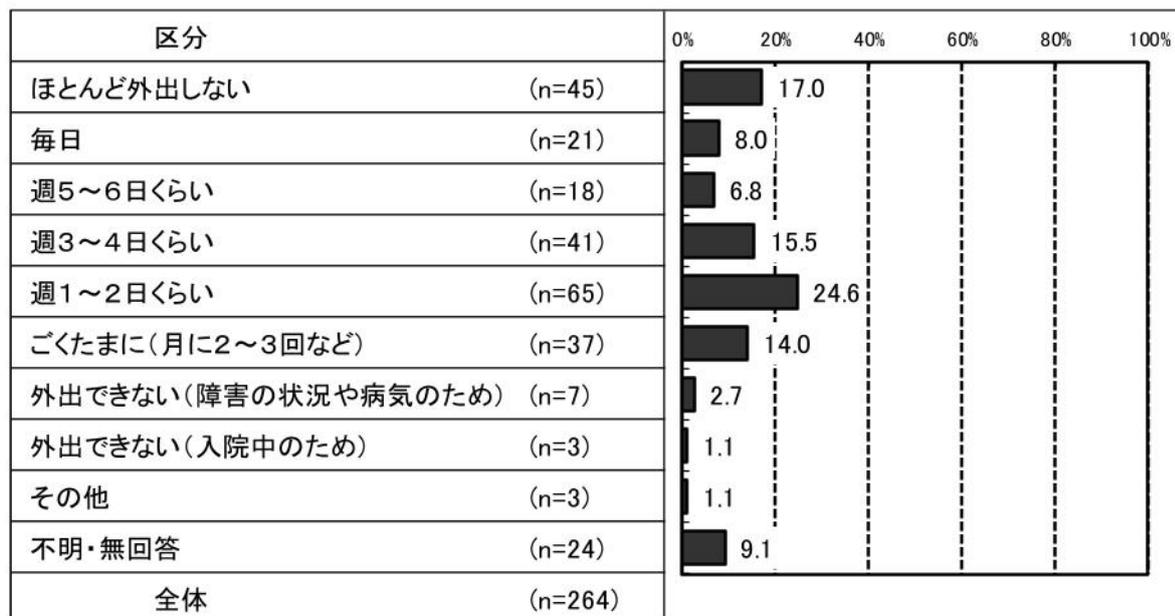
障害者の就労支援として必要なことについて尋ねたところ、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が34.1%で最も多く、次いで「職場の障害者理解」が31.4%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が28.0%が続いています。



⑩ 外出状況

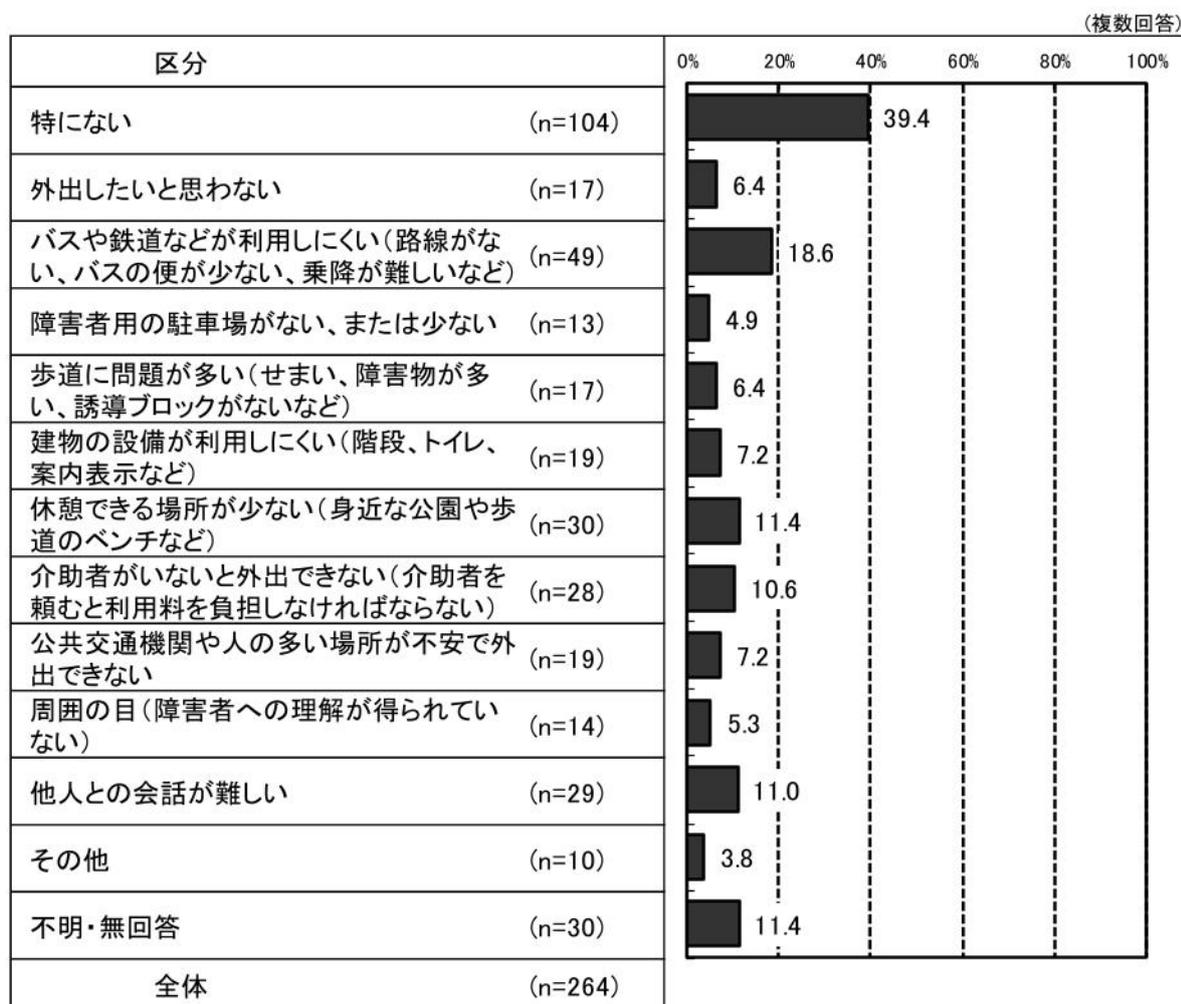
■外出状況（単数回答）

通勤・通学・通院を除き、どのくらいの頻度で外出しているかについて尋ねたところ、「週1～2日くらい」が24.6%で最も多く、次いで「ほとんど外出しない」が17.0%、「週3～4日くらい」が15.5%が続いています。



■外出するときに困ったこと（複数回答）

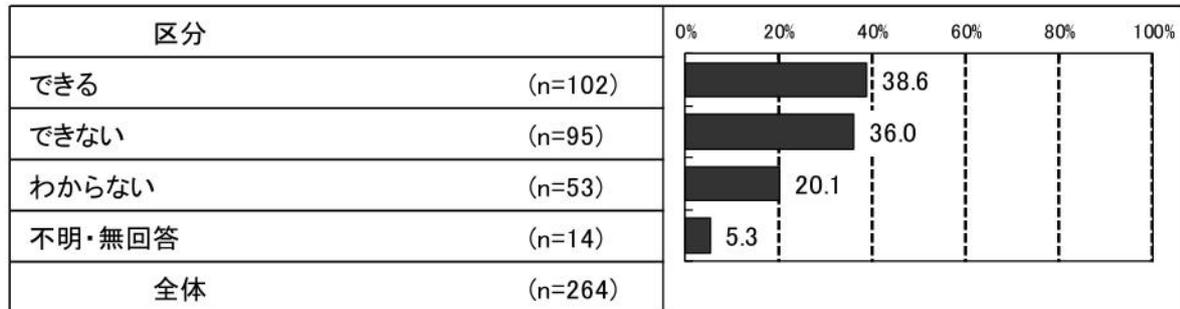
外出するときに困ったことについて尋ねたところ、「特にない」が39.4%で最も多く、次いで「バスや鉄道などが利用しにくい（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が18.6%、「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」が11.4%で続いています。



⑪ 災害

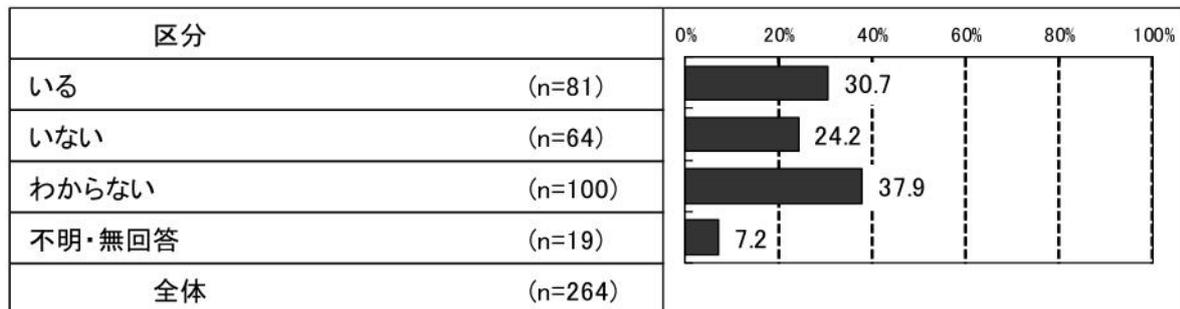
■火事や地震等の災害時に一人で避難できるか（単数回答）

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて尋ねたところ、「できる」が38.6%で最も多く、次いで「できない」が36.0%、「わからない」が20.1%が続いています。



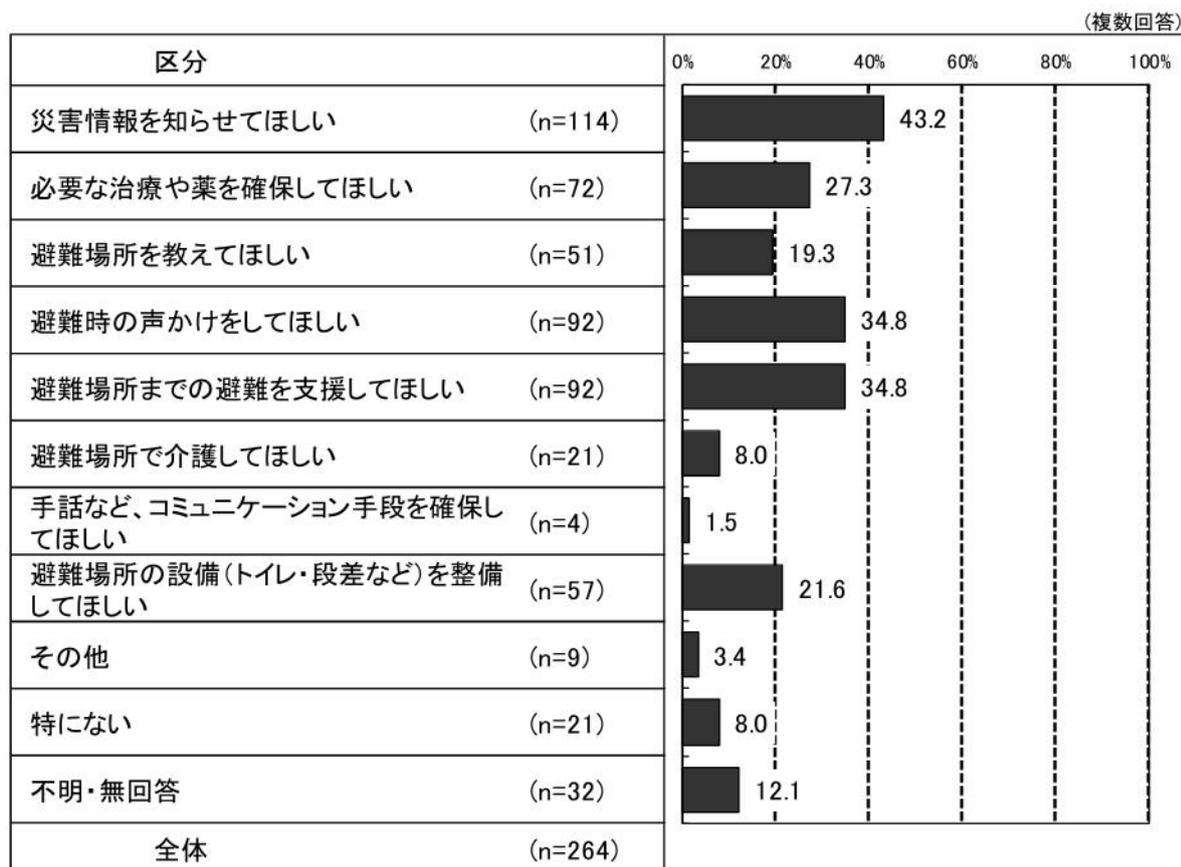
■火事や地震等の災害時の近所の助けの有無（単数回答）

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、火事や地震等の災害時に近所に助けてくれる人がいるかについて尋ねたところ、「わからない」が37.9%で最も多く、次いで「いる」が30.7%、「いない」が24.2%が続いています。



■災害発生時に支援してほしいこと（複数回答）

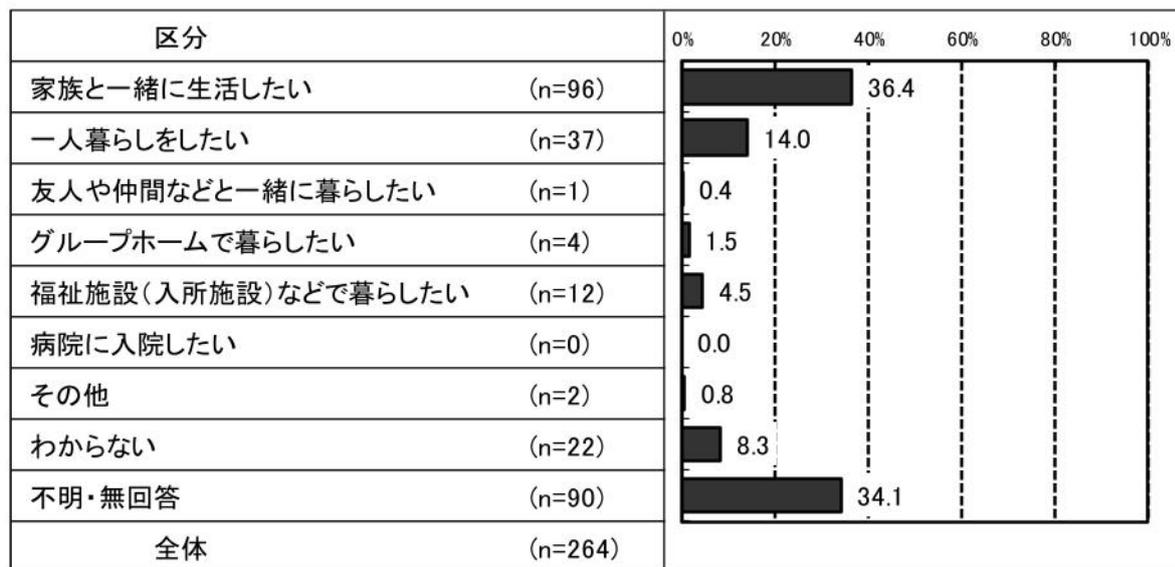
災害発生時に支援してほしいことについて尋ねたところ、「災害情報を知らせてほしい」が43.2%で最も多く、次いで「避難時の声かけをしてほしい」と「避難場所までの避難を支援してほしい」がともに34.8%、「必要な治療や薬を確保してほしい」が27.3%で続いています。



⑫ 今後の暮らし

■希望する暮らし（単数回答）

今後（6年以内）、どのように暮らしたいと思うかについて尋ねたところ、「家族と一緒に生活したい」が36.4%で最も多く、次いで「一人暮らしをしたい」が14.0%、「わからない」が8.3%が続いています。



■希望する暮らしを送るために必要な支援（複数回答）

希望する暮らしを送るために必要な支援について尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」が36.7%で最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が32.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.7%で続いています。

年齢別にみると、75歳以上は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、その他の年代は「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」「相談対応等の充実」「地域住民等の理解」で年齢による差がみられます。

手帳等の種類別にみると、身体障害者手帳は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、療育手帳は「障害者に適した住居の確保」、その他は「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「障害者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」で手帳等の種類による差がみられます。

		(n)	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減
全体		264	32.2	19.7	30.7	7.2	36.7
年齢	39歳以下	26	15.4	53.8	38.5	3.8	57.7
	40～64歳	49	14.3	18.4	18.4	14.3	36.7
	65～74歳	59	25.4	15.3	25.4	1.7	40.7
	75歳以上	126	46.8	15.1	37.3	7.9	31.0
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	36.6	17.3	28.3	7.9	32.5
	療育手帳	31	22.6	41.9	32.3	3.2	29.0
	精神障害者保健福祉手帳	27	37.0	37.0	40.7	7.4	66.7
	精神通院医療	28	25.0	32.1	53.6	7.1	57.1

		(n)	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	不明・無回答
全体		264	19.3	14.0	11.7	1.9	22.3
年齢	39歳以下	26	42.3	38.5	26.9	0.0	11.5
	40～64歳	49	20.4	8.2	10.2	4.1	28.6
	65～74歳	59	11.9	11.9	6.8	1.7	28.8
	75歳以上	126	16.7	11.9	11.1	1.6	18.3
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	17.3	12.6	10.5	2.1	24.6
	療育手帳	31	29.0	25.8	16.1	3.2	12.9
	精神障害者保健福祉手帳	27	29.6	22.2	22.2	0.0	7.4
	精神通院医療	28	32.1	28.6	25.0	0.0	7.1

■今の介助者に支援してもらえなくなった場合（複数回答）

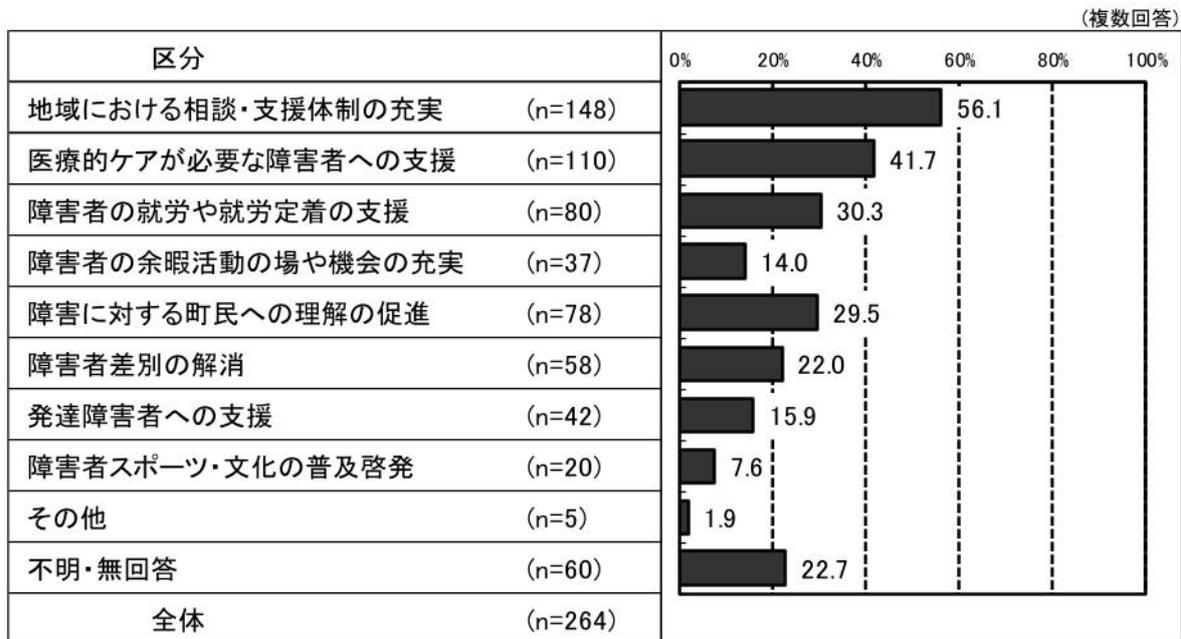
もしも、今の介助者に支援してもらえなくなった場合、どうするかについて尋ねたところ、「施設や病院を利用する」が 34.8%で最も多く、次いで「障害福祉サービスを利用する」が 33.7%、「別居している他の家族に頼む」が 23.1%で続いています。

手帳等の種類別にみると、身体障害者手帳は「障害福祉サービスを利用する」「施設や病院を利用する」、精神障害者保健福祉手帳は「施設や病院を利用する」、その他は「障害福祉サービスを利用する」が最も多くなっています。「頼れる人がだれもない」は全体では 6.8%ですが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は 2 割となっています。

	(n)	同居している他の家族に頼む	別居している他の家族に頼む	ボランティアに頼む	障害福祉サービスを利用する	友だち・知り合い・近所の人に頼む	施設や病院を利用する	頼れる人がだれもない	その他	不明・無回答	
全体	264	17.0	23.1	3.8	33.7	3.8	34.8	6.8	4.2	15.9	
手帳等の種類	身体障害者手帳	191	17.3	26.2	4.7	33.0	4.2	33.0	4.7	2.6	16.8
	療育手帳	31	25.8	16.1	3.2	51.6	6.5	35.5	19.4	6.5	6.5
	精神障害者保健福祉手帳	27	7.4	18.5	0.0	29.6	3.7	40.7	18.5	3.7	18.5
	精神通院医療	28	10.7	10.7	0.0	39.3	0.0	35.7	14.3	14.3	14.3

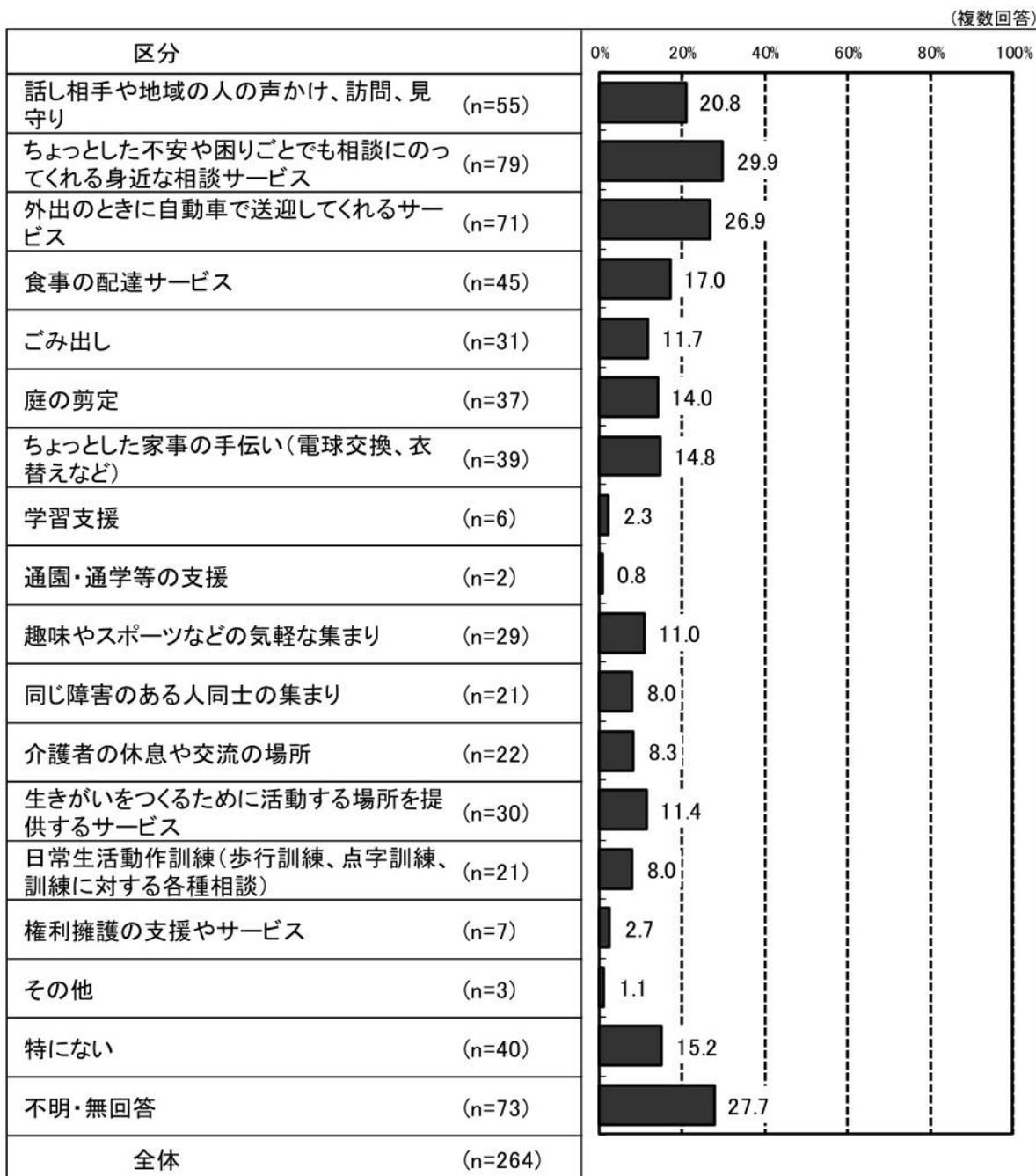
■障害者が安心して住み続けられるために優先すべきこと（複数回答）

障害者が安心して住み続けられるために優先すべきことについて尋ねたところ、「地域における相談・支援体制の充実」が56.1%で最も多く、次いで「医療的ケアが必要な障害者への支援」が41.7%、「障害者の就労や就労定着の支援」が30.3%が続いています。



■障害福祉サービス以外の必要な支援（複数回答）

障害福祉サービス以外の必要な支援について尋ねたところ、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が29.9%で最も多く、次いで「外出のときに自動車で送迎してくれるサービス」が26.9%、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問、見守り」が20.8%が続いています。



(2) 団体・事業所ヒアリング調査結果

①今後、下市町において重点的に取り組むべき施策（事業）（複数回答）

今後、下市町において重点的に取り組むべき施策（事業）について尋ねたところ、「①相談支援、意思決定支援」「⑤保健・医療」「⑬緊急時・災害時の支援」がともに25.0%と最も多くなっています。

項目	n	%
①相談支援、意思決定支援	3	25.0
②障害福祉サービス	2	16.7
③障害福祉サービス以外の生活支援サービス	1	8.3
④障害福祉サービスの質の向上、人材の確保、育成	2	16.7
⑤保健・医療	3	25.0
⑥教育	2	16.7
⑦療育	1	8.3
⑧就労	2	16.7
⑨障害や障害のある人に対する理解、福祉教育、人権問題	1	8.3
⑩障害のある人のスポーツ・文化活動・余暇活動	0	0.0
⑪交流、地域の助け合い	2	16.7
⑫意思疎通支援、情報のアクセシビリティ	0	0.0
⑬緊急時・災害時の支援	3	25.0
⑭差別の解消、権利擁護、虐待防止	1	8.3
⑮防犯、消費者トラブルの解消	0	0.0
⑯安全・安心な生活環境の整備	1	8.3
⑰行政サービスの配慮	2	16.7
		全体 (n=12)

②各項目についての主な意見（自由記述）

以下の各項目について、現在の状況や問題点・課題を自由記述形式で尋ねたところ、主な内容は以下の通りです。

①相談支援、 意思決定支援

- 町の事業所が限られている。
- 事業所間の交流が少ない。
- 相談員としての能力、相談支援の質に大きな差を感じる。経験年数の少ない人の勉強する場所や機会、情報がほしい。
- 相談窓口がわかりにくい。相談支援体制について、制度を知られていないことがある。
- 相談窓口の情報の周知を積極的に行う必要がある（例）奈良県にあるひきこもり相談室等）。

②障害福祉 サービス

- 移動面で不便に思われている人が多い。
- 小児や学童期の子どもたちの支援体制や精神障害を持った人のサービスはかなり不足しているように感じている。
- 児童、成人、高齢分野での連携が希薄。

③障害福祉 サービス以外 の生活支援 サービス

- ボランティアの育成（障害者のための）が必要。
- 利用者家族への支援。
- 移動サービスの充実。移動手段。
- 移動販売などの買い物支援。買い物代行支援。
- 収入の安定。
- 高齢障害者の方は、介護保険優先と一概に考えにくいのではないかと。知的障害の方などは、要介護認定を受けても、要支援1～2など低い結果が多く、障害福祉サービスと比べ、支給量の不足や、サービスが低下すると思われる。

④障害福祉 サービスの 質の向上、 人材の確保、 育成

- 研修や意見交換等の機会が少ない。
- 専門性の高い人材の確保が難しく、たくさんの利用者の希望に添えていない。
- ボランティアの育成（有償含む）。
- 近隣の町村と協力し対応できれば、今より体制が整うのではないかと。
- 中長期的な人材確保のためには、福祉の職場に対する社会的な理解や評価が重要。人が人に関わり、支え合う、やりがいと魅力ある福祉の仕事としても発信する。

⑤保健・医療

- 精神障害の人の退院後の地域移行について、資源が乏しい。精神疾患がある人の退院後の服薬管理が、サービスとして継続することが難しい。
- 医療的ケアを提供できる訪問系事業所がない。
- 障害福祉サービス利用者に対しての医療連携は遅れている感覚。各種制度上の加算などを活用しながら、実際の連携を行っていくことが必要ではないかと。

⑥教育

- 就学支援時の、保護者への情報提供が少ないと感じる。
- 下市町の教育ビジョンが見えない。
- 小中学校で障害理解についての学習ができれば良い。障害の特性の理解不足で、不登校に追い込まれてしまう状況が多くある。学校運営に携わる方々の特別支援に対する理解。
- 放課後や長期休暇は、必要な福祉サービスを受けることができることが重要。
- 学齢期の子どもの親から学校への送り出しが、家族では難しく困っているが、サービスで対応することができない。

⑦療育

- 家族の心のケア、特に障害児を世話する人（母親が主）の話し相手が必要。経験者との交流も必要。特に就学前までの初期の段階でのケアが必要。
- ライフステージごとに途切れない支援体制（保健師・療育機関・保育・幼稚園・学校・行政の共通理解と連携）。
- 療育教室の充実。
- 発達障害の子どもにおいて、療育の段階から就労に向けた教育など行っていく必要がある。

⑧就労

- 福祉就労から一般就労をめざす際のハードルが高い。一般就労（障害者雇用枠含む）での体験や実習がしやすい仕組みがあれば良い。
- 精神障害の人は疾病から短時間労働しかできないことが多く、合理的配慮が必要なケースが多い。ただ就労時間が短いため一般就労などでは断られるケースもある。
- 自治体に設置されている自立支援協議会等を活用し、地域にある企業への働きかけができるとう良い。障害者の就労支援に対する、企業側の理解（制度・サービスの理解、施設外就労等）。
- 福祉就労のあり方も検討が必要（例）福祉就労に在宅ワークを認可する等）。
- 働ける場所や機会が少ないこと、就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがある。
- ハロージョブ（就業・生活支援センター）の存在を周知、雇用の推進を図る必要がある。
- 離職者もいるので、就労定着支援等のサービス利用、関係機関等とも連携しながら職場定着を進める必要がある。
- 発達障害等の障害の疑いがあるものの、手帳を持たず診断も付かない人がいる。そういう人の支援は難しい。相手の企業にも本人の特性を伝えるににくい。支援機関も定まりにくい。
- 多くの就労継続支援B型事業所において低賃金である。

⑨障害や障害のある人に対する理解、福祉教育、人権問題

- 障害のある人に対する理解について、内部障害など外見ではわかりづらい障害や精神障害・知的障害など、どのように関われば良いか、障害特性などについてまずは知ることからはじめていく必要がある。
- 障害や障害のある人に対して、福祉教育が幼い学齢のときから必要。
- 人権については、福祉に関わる事業所及び行政の各課で必須の研修を行うことが良い。

⑩障害のある人のスポーツ・文化活動・余暇活動

- コロナ禍による影響がある。
- 障害のある人が参加できるクラブやサークルがあれば良い。
- 個人では福祉サービスの移動支援や行動援護を利用して外出を楽しまれる人もいるが、サービスを担う事業所が事業の採算性や人材の確保の問題などがあり、必ずしも柔軟にサービスが利用できる状況とはなっていない。
- 学校の卒業後はスポーツをする機会は減る傾向にあり、文化活動・余暇活動についても、事業所に通所している人は活動をしていると思われるが、通所事業所に行かれない人は機会が少なくなると思う。

⑪交流、地域の助け合い

- 同じ障害を抱える人たち同士の意見交換できる場所（ピアサポート的な役割を担うもの）。
- 地域での見守り。安否確認の体制。
- 町内のスポーツ祭典（町民体育祭）には、障害者も参加できる競技を考えて、研究してほしい。
- コロナ禍の影響で地域交流が減っている。
- 障害のある人と住民との交流の機会が少ない、またはない。

⑫意思疎通支援、情報のアクセシビリティ

- LINE等のSNSやパソコン、スマートフォンは、使いこなせば便利だが、実際には使いこなせない方も多くいるため、デジタルとアナログのハイブリッドの伝達方法が求められるのではないかな。

⑬緊急時・災害時の支援

- 緊急時・災害時、スムーズに支援できる体制が必要。災害時避難行動要支援者個別支援計画の策定を進めていく必要がある。災害時対応を迅速に対応できるように、資源マップや要援護者マップの充実を図ることも必要ではないか。
- 障害者のトイレ、食事、寝る場所の確保を皆で話し合って進めてほしい。
- 環境が変わる事でパニック・他者（他の家族）とともに避難所で生活できない障害者が、安心して避難できる場所を確保する必要がある。難病患者等特別な配慮が必要なケースもある。
- 避難所の場所など把握できていないケースが考えられる。
- 立地的に陸の孤島になる可能性がある。

⑭差別の解消、権利擁護、虐待防止

- 法律レベルでは整備されてきたが、実際には差別意識は残っているように感じる。この分野に関しては研修や勉強会などを積み重ねていくしか方法がないと思う。
- 保護者の認識不足による虐待の可能性。親族がかかわりを拒否するなど、入退院の手続きや自宅の管理などを担う親族がいない。
- 入院や施設入所が必要になった時に、キーパーソンになる方も判断能力に課題があるケースも増えてきている。成年後見人制度や権利擁護事業は、どちらも複雑な内容で、ご本人やご家族に説明するのも難しく理解が得られるまでが大変で制度の活用がうまくいっていないように感じる。

⑮防犯、消費者トラブルの解消

- 携帯電話を所有する当事者も多く、ゲームの課金や少額の買い物をしてトラブルが発生したことに支援者が気付くことが難しい。
- 特に一人暮らしの人に対しては日常の何気ない会話や言動の中で普段と違う様子が見られたら周囲の人はそれにいち早く気づいて対応をとっていただくことが大切である。
- 地域の人への消費者トラブルに対しての啓発予防を充実させる必要がある。

⑯安全・安心な生活環境の整備

- 住宅も整備する必要があると思うが、外出時、車いすや電動車いすで移動する時、道の段差が多い。町内の道路が狭く、歩道もほとんどなく、段差も多く、杖歩行や車いすの人などにとって不便と感じる。また、役場にエレベーターがないことなど、町内の公共施設からバリアフリーを進めていくことも必要であると感じる。
- 住宅の改修など補助金の対象になっている事業も多くあり、積極的に活用できるように周知していくことが必要である。
- 障害のサービスである移動支援は対象者や目的も範囲が決まっているが、市町村事業という側面からも柔軟に利用できる制度に改革してほしい。

⑰行政サービスの配慮

- 行政窓口の知識不足がある。相談内容を傾聴、受容の姿勢が必要。異なる窓口でも案内が必要。
- サービス情報をわかりやすく示す必要がある。
- 福祉サービスの申請などは原則本人が窓口に行かなければ手続きはできないが、難しいケースがある。日常生活自立支援事業を積極的に活用していただくことも一つの方法であるが、行政職員が自宅に出向いて手続きや申請の代行をすることも今後必要になってくると思う。

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

国の「障害者基本計画（第4次）」においては、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援する」ことが基本理念として掲げられています。

本町においても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮しながら自己実現につながる共生社会の実現が必要です。

本計画では、障害のある人をめぐる環境の変化に対応しながら、共生社会の実現により、みとめあい、ささえあい、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちをめざし、基本理念を次のように設定します。

誰もがみとめあい 誰もがささえあい 誰もが自分らしく生きるまちづくり

2. 基本目標

基本目標1 障害に対する理解と啓発の促進

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮しながら自己実現につながる共生社会の実現に向け、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のない人も含め、地域の様々な人たちの交流の促進と助け合いの心の育成に努めます。

基本目標2 地域生活を支える体制づくり

全国的に少子高齢化が進む中、障害のある人の高齢化も進んでおり、また障害のある人の重度化・障害の多様化から、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

障害のある人一人ひとりが抱える不安や悩み、問題等を解消するため、相談体制や情報提供の充実を図ります。また、障害のある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや生活を支援する福祉サービス、保健サービス、医療サービスなど、障害のある人の日常生活を支える各種サービスの確保と体制の充実に努めます。さらに、障害のある人の家族をはじめとする関係者への支援に努めます。

基本目標3 自立と社会参加を促進する支援体制の整備

障害のある人も社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、教育、就労、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の分野でも支援体制の充実に努めます。

教育については、特別支援教育の充実とともに、近年重要視されているインクルーシブ教育にもさらに取り組んでいきます。

就労については、関係機関と連携し、一人ひとりの特性に応じた就労につながるよう、多様な就業の機会と就労に向けた支援を行います。

スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動等については、障害の有無にかかわらず、すべての住民が生きがいを持って生活を送れるよう、様々な講座の企画・開催を進めます。

基本目標4 地域で安心して暮らせる環境の整備

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化、外出や移動への支援、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。また、防犯・防災については、緊急時に対応できるように、普段から地域での見守りや声かけなどの助け合いの充実に努めるとともに、関係機関と連携して支援体制の強化に取り組みます。さらに、障害福祉サービスの円滑な提供を図るために、障害福祉にかかる人材の確保・育成に向けた取り組みを進めます。

3. 計画の体系

基本目標	主な取り組み
障害に対する理解と啓発の促進	広報・啓発活動の推進
	福祉に関する教育の推進
	交流活動の充実
地域生活を支える体制づくり	相談支援体制の充実
	情報提供の充実
	障害福祉サービスの充実
	生活を支援する福祉サービスの充実
	介助者支援の充実
	保健・医療の充実
	権利擁護の推進
自立と社会参加を促進する支援体制の整備	一貫した教育支援体制の構築
	就労支援の充実
	多様な社会参加の場・生きがいの場の充実
地域で安心して暮らせる環境の整備	すべての人にやさしい生活環境の整備
	防災・防犯対策の充実
	人材の確保・育成

第4章 施策の方向

▶ 基本目標1. 障害に対する理解と啓発の促進

▶ 主な取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本町ではこれまで、障害や障害のある人に対する住民の理解を深めるために、「広報しもいち」やCATV（ケーブルテレビ）、パンフレットの作成・配布等を通じて、広報・啓発を行ってきました。

しかし、当事者アンケートでは、障害を理由とした差別を受けたことがあるという人が若い世代に多く、団体・事業所調査では、内部障害などの外からわかりづらい障害や精神障害・知的障害の障害特性に対する理解などが必要との意見が挙がっています。

引き続き、障害や障害のある人に対する住民の理解を深めるための取り組みを進める必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
① 様々な媒体を活用した啓発活動 最重点施策	「広報しもいち」や町のホームページ、下市町公式LINE、下市町社会福祉協議会の「社協だより 夢ふうせん」、CATV（ケーブルテレビ）、冊子・パンフレット等の様々な媒体を活用し、住民に向けた福祉意識の啓発や情報提供を行います。掲載内容の充実に取り組み、住民への啓発活動を継続して行います。
② 人権啓発の推進	「障害者週間」（12月3日～9日）や「人権週間」（12月4日～10日）等の周知や「差別をなくす町民集会」の開催、「人権を確かめあう日」（毎月11日）の講演会や集会の開催により、人権や障害のある人について、幅広い層に関心を持ってもらう場や機会の充実に努めます。
③ ボランティア活動の支援・促進	ボランティア活動に関しては、成り手不足や高齢化等が課題となっていることから、ボランティア活動を行う個人、団体に対しての支援の充実に努めます。

施策の推進方向	取り組み内容
④民生児童委員に対する研修の支援	地域での身近な福祉の担い手である民生児童委員に対し、障害や障害のある人への理解・知識を深めるための研修等の支援を行い、地域における福祉の充実を図ります。
⑤障害特性の理解の促進	障害の種別・特性に対する理解を深めるための広報・啓発に取り組めます。特に内部障害や精神障害等の見た目ではわかりにくい障害に対する理解の促進に努めます。
⑥発達障害の理解の促進	広報や各種講座等を活用し、学習障害や注意欠陥・多動性障害、自閉症スペクトラム等の発達障害についての理解促進に努めます。

▶ 主な取り組み

(2) 福祉に関する教育の推進

【現状と課題】

本町では、子どものときから福祉について関心を持ち、親しめるよう、毎年、小中学校において、体の不自由な人の状況を疑似的に体験できる福祉体験等を実施しています。

将来の地域の担い手である子どもたちが、幼少期から健全な福祉観を養い、他人への優しさ、思いやりの心を育むために、学校での福祉教育を継続的かつ長期的な視点に立って進める必要があります。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①人権教育の推進 最重点施策	生涯学習等で福祉や人権について学ぶ機会を提供し、福祉教育・人権教育を促進します。
②学校・こども園における福祉教育の推進	学校・こども園の車いす体験や手話教室等の体験活動や道徳教育を通じ、人権問題や障害のある人への理解を深め、思いやり・助け合いの心を育む教育に取り組みます。 また、学齢期に障害のある人（障害のある子ども）との交流の場を設け、障害のある人（障害のある子ども）に対する理解を促す福祉教育の充実に努めます。
③関係機関との連携	社会福祉協議会と連携して福祉教育の充実に努めます。

▶ 主な取り組み

(3) 交流活動の充実

【現状と課題】

本町では、「障害者スポ・レク交流事業」の実施や障害者団体への支援を通じて、様々な交流活動の充実に取り組んできました。

団体・事業所調査では、コロナ禍の影響で地域交流が減っているとの意見が挙がっています。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた地域交流の取り組みを進めていく必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①住民との交流促進 最重点施策	障害のある人と交流できる活動や行事について、多くの住民が情報を得られるよう、「広報しもいち」や町のホームページ等を通じて周知に努めます。 障害によっては閉じこもりがちになり、地域とのつながりが希薄になりやすいことから、啓発活動やイベントを企画し、障害のある人が参加しやすい環境づくりと地域住民の理解の促進に努めます。
②障害者団体への支援	障害者団体同士の交流や仲間づくりの場を提供するなど、障害者団体への支援を行います。

▶ 基本目標 2. 地域生活を支える体制づくり

▶ 主な取り組み

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本町では、相談支援事業を事業者に委託し、相談支援専門員を配置して、関係機関や団体との連携を図りながら、様々な相談に対応しています。また、相談支援活動の中で把握した各地域での課題は、「五條・吉野地域自立支援協議会」において協議を行い、圏域全体での解決に向けて取り組んでいます。

しかし、当事者アンケートで、障害者が安心して住み続けられるために何を優先すべきか尋ねたところ、「地域における相談・支援体制の充実」が56.1%で最も多くなっています。団体・事業所調査では、経験年数の少ない人の勉強する場所や機会、情報が必要等という意見や支援やサービスにつながっていない人（潜在的な障害者）の状況について、行政や地域包括支援センター、相談支援事業所だけでは把握できないケースもあり、地域住民や民生児童委員との連携が重要との意見も挙がっています。

相談支援体制の充実、相談支援の質の向上のための取り組み、各種相談機関間の連携が必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①相談支援事業の充実 最重点施策	相談支援事業に関する周知を図り、障害のある人一人ひとりのニーズに合った支援ができるように努めます。 また、本町においても、精神保健福祉士などの専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。
②障害のある子どもを持つ親への支援	悩みや不安を抱える保護者に対して適切なアドバイスや支援が行えるように、療育や発達に関する相談体制の強化に努めます。
③地域における相談機能の充実	身近に相談ができる存在として、身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談の充実に努めるとともに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員、関係団体等と連携を図りながら、相談機能の充実に努めます。さらに、相談員制度の周知を行い、利用者の拡大をめざします。

施策の推進方向	取り組み内容
④包括的相談支援体制の構築	<p>地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、地域福祉計画の枠組みを有効活用し、一体的に取り組みます。</p> <p>地域共生社会の実現に向け、属性や世代を問わない包括的な支援ができるよう、相談支援機関との連携を強化し、「断らない相談支援」をめざした体制構築を推進します。</p>
⑤圏域の相談支援体制の充実	<p>圏域において相談支援活動の中で把握した情報や課題の共有を行い、圏域全体での相談支援体制の充実に取り組みます。</p>

▶ 主な取り組み

(2) 情報提供の充実

【現状と課題】

本町では、「広報しもいち」やCATV（ケーブルテレビ）、ホームページ、下市町公式LINEといった媒体を活用して、障害のある人に障害福祉サービスやその他の行政サービスに関する情報提供を行っています。

しかし、当事者アンケートでは、情報を十分得られているという人は4割程度となっており、サービスの内容や特徴などについての情報提供が必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①情報提供の充実 最重点施策	障害のある人やその家族が適切なサービスや支援を受けられるよう、保健・福祉サービス、ボランティアやNPOの活動、障害福祉に関する法律や施策について、「広報しもいち」やCATV（ケーブルテレビ）、ホームページ、下市町公式LINEといった媒体を活用した情報提供の充実を図ります。
②情報アクセシビリティの向上	視覚障害・聴覚障害等のある人が十分に情報を得られるよう、適切な情報提供の充実に努めます。
③選挙等における配慮	請求のあった視覚障害者に対し、選挙のお知らせ点字版の発行を行います。また、候補者名簿の点字版を投票所に設置します。

▶ 主な取り組み

(3) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

当事者アンケートで、今の介助者に支援してもらえなくなった場合について尋ねたところ、「施設や病院を利用する」が34.8%で最も多く、次いで「障害福祉サービスを利用する」が33.7%、「別居している他の家族に頼む」が23.1%が続いています。手帳等の種類別にみると、身体障害者手帳は「障害福祉サービスを利用する」「施設や病院を利用する」、精神障害者保健福祉手帳は「施設や病院を利用する」、その他は「障害福祉サービスを利用する」が最も多くなっています。「頼れる人がだれもない」は全体では6.8%ですが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は2割となっています。

障害者や介助者の高齢化に伴い、「親亡きあと」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じた障害福祉サービス提供体制の構築が必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス基盤整備 最重点施策	障害福祉サービスや地域生活支援事業、補装具費支給制度・外出支援事業について、サービス提供事業所等と連携し、サービスの基盤整備・充実に努めます。
②事業所等との連携による社会生活の支援体制の構築	障害者総合支援法の「地域生活への移行」「一般就労への移行促進」へ向けて、サービス提供事業所等との連携を強化し、取り組みを進めます。

▶ 主な取り組み

(4) 生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

本町では、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう、在宅生活を支援する在宅福祉サービスや介護保険サービス、インフォーマルサービスの充実に努めています。また、各種手当・給付金や所得税・住民税の控除、自動車税等の軽減措置のほか、交通機関の利用料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めています。

当事者アンケートで、今後（6年以内）の暮らし方について尋ねたところ、「家族と一緒に生活したい」が36.4%で最も多く、次いで「一人暮らしをしたい」が14.0%、「わからない」が8.3%が続いています。また、希望する暮らしを送るために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が36.7%で最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が32.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.7%が続いています。障害福祉サービス以外の必要な支援について尋ねたところ、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が29.9%で最も多く、次いで「外出のときに自動車で送迎してくれるサービス」が26.9%、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問、見守り」が20.8%が続いています。

引き続き、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう、多様なニーズに対応した支援体制の整備を進める必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①各種在宅福祉サービスの充実 最重点施策	障害のある人の在宅生活を支援するため、各種在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、保健・医療との連携を図りながら、多様な障害のニーズに応じたサービスの提供をめざします。
②介護保険サービスの利用促進	65歳以上で要介護認定を受けた人に介護保険サービスの利用を促進します。40～64歳の人で特定疾病により介護が必要と認定された場合は、要介護認定を申請し、介護保険サービスが受けられることを周知します。

施策の推進方向	取り組み内容
③共生型サービスの整備	<p>障害福祉サービスと介護保険サービスが同一の事業所で提供できる共生型サービスの整備に向け、県や関係機関と連携して検討を進めます。</p> <p>障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズに行えるよう、障害者相談支援専門員と介護支援専門員の連携を推進していきます。</p>
④介護予防の推進	<p>できる限り介護が必要な状態にならず、心身ともに健康で暮らしていくために、介護予防教室等を実施するとともに健康づくりに関する啓発を行うなど、介護予防に努めます。</p>
⑤生活の安定支援	<p>各種手当・給付金を通じて、障害のある人の安定した生活基盤の充実を図ります。また、所得税や住民税の控除、自動車税等の軽減措置のほか、交通機関の利用料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。</p>
⑥インフォーマルサービスの充実	<p>公共のサービスだけでは支援が難しいものについては、民間サービスとの連携も視野に入れ、多様なニーズに応じたサービスの確保に努めます。</p>
⑦社会参加促進事業の推進	<p>障害のある人の社会参加を促すため、自動車運転免許・改造助成事業を推進します。また、スポーツ・レクリエーションや文化芸術活動等への参加を呼びかけ、障害のある人とない人との交流を図ります。</p>
⑧外出・移動支援	<p>障害のある人が安心して外出・移動ができるよう、行動援護や地域生活支援事業である移動支援事業を充実させるとともに、外出支援タクシーの一部助成を行います。</p> <p>また、外出・移動支援のさらなる充実に向け、関係機関と連携しながら、福祉有償運送事業等について検討を進めます。</p>
⑨コミュニケーション支援	<p>手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害や視覚障害のある人等の社会参加の促進に努めます。</p>
⑩助成の充実	<p>こまどりケーブルテレビに加入している世帯で、視覚障害・聴覚障害や身体障害者1級・2級、精神障害者1級、療育手帳A1・A2に該当し、住民税非課税世帯の場合は月額視聴料の一部を助成します。</p>

▶ 主な取り組み

(5) 介助者支援の充実

【現状と課題】

当事者アンケートで、主な介助者が家族の場合、主な介助者以外の介助者の有無を尋ねたところ、「いいえ」が43.6%、「はい」が31.4%となっています。また、主な介助者が家族の場合、主な介助者が困っていることについて尋ねたところ、「将来、本人が一人になったときに不安」が36.4%で最も多く、次いで「精神的負担が大きい」が19.3%、「経済的負担が大きい」が17.1%で続いています。

障害のある人の家族をはじめとする関係者への支援が必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①家族会等への支援 最重点施策	下市町肢体不自由児（者）父母の会の周知・啓発を進め、障害のある人を支える家族の参加促進を図ります。
②自立生活援助サービスの推進	自立生活援助サービスの周知・啓発・利用促進を図り、家族介助者の負担軽減を図ります。

▶ 主な取り組み

(6) 保健・医療の充実

【現状と課題】

本町では、「下市町子ども・子育て支援事業計画」「下市町第2次健康増進計画・下市町第1次食育推進計画・下市町第1次自殺対策計画」などの関連計画のもと、健康教育や健康相談、各種健康診査、保健指導等の充実に努めてきました。また、障害のある人及び障害のある子どもの医療にかかる負担を軽減するため、各種医療費助成・給付を行っています。

当事者アンケートで、障害者が安心して住み続けられるために優先すべきことについて、「医療的ケアが必要な障害者への支援」が41.7%で2番目に多くなっています。医療を受けるにあたって困っていることについて、「特に困っていない」が51.9%で最も多く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」が10.6%、「専門的な治療を行う病院が身近にない」が9.5%で続いています。手帳等の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療は3割が「医療費や交通費の負担が大きい」と回答しています。また、療育手帳は3割が「医師や看護師等とのコミュニケーションが難しい」と回答しています。

団体・事業所調査で、今後、下市町において重点的に取り組むべき施策（事業）として「保健・医療」が最も多くなっています。精神障害の人の退院後地域移行に必要な支援や医療連携への課題などが挙げられています。

医療的ケアが必要な障害者への支援を望む声は多くみられます。また、精神障害者の地域移行支援の充実や、地域の診療所・近隣市町との連携も含め、医療体制の強化をしていく必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①精神保健 最重点施策	<p>こころの健康問題について啓発するとともに、こころの健康相談を開催するなど、精神保健福祉士や臨床心理士などの専門職による相談の場を設け、メンタルヘルスの維持・向上に努めます。</p> <p>また、認知症地域支援推進員配置による関連事業の充実と軽度認知障害（MC I）対策の推進を図り、認知症予防・早期発見に努めるとともに、本人と家族の支援を行います。</p> <p>さらに、医療機関等、関係機関と連携を図りながら、障害の早期発見や適切な医療サービスの提供、社会参加・復帰ができるよう、支援体制の整備に取り組みます。</p>

施策の推進方向	取り組み内容
②母子保健	<p>安心して妊娠・出産・子育てができるまちをめざし、健康診査や保健指導、相談事業の充実に努めるとともに、医療機関や学校・園等の関係機関と連携し、切れ目のない支援の充実に図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦届出及び母子手帳の交付・妊婦一般健康診査受診票の交付 ・出生届時の面談と母子管理台帳の作成 ・妊産婦相談、育児教室及び育児相談、電話相談、療育教室、発達相談 ・新生児・妊産婦訪問、乳幼児訪問 ・乳幼児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査
③成人保健	<p>成壮年期を中心とした健康教育や健康相談、各種がん検診、健康診査、保健指導等を通じた生活習慣病の予防、早期発見に努めます。今後も、各種がん検診や健康診査受診の促進や健康づくりに関する情報提供を充実し、発症予防・重症化予防を中心とした保健予防活動に取り組みます。</p>
④医療費助成・給付の実施	<p>医療にかかる負担を軽減するため、子ども医療費助成事業やひとり親家庭等医療費助成事業、自立支援医療の給付、心身障害者医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業により助成・給付を行います。</p>
⑤地域医療体制の充実	<p>南奈良総合医療センターを中心に、医師会と協力・連携を図りながら、安定的な救急医療体制の整備に努めます。</p> <p>また、医師会、医療機関等と情報共有や連携を図ることにより地域医療体制の充実に図ります。</p> <p>さらに、南奈良総合医療センターとの連携をより強化し、地域包括ケア体制構築における専門職の関与を積極的に推進します。</p>

▶ 主な取り組み

(7) 権利擁護の推進

【現状と課題】

本町では、障害のある人、認知症高齢者といった判断能力が十分ではない人の権利を守り、安心・安全な生活を確保するため、権利擁護に関する各種相談の実施や成年後見制度の利用促進を進めています。また、障害を理由とする差別の解消の取り組み、虐待発生時の支援体制の整備に努めています。

しかし、当事者アンケートで、成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が33.0%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.7%と、理解が深まっているとは言えない状況です。

団体・事業所調査で、入院や施設入所が必要になったときに、キーパーソンになる人自身も判断能力に課題があるケースも増えてきているとの意見や、成年後見人制度・権利擁護事業の内容が複雑という意見があります。

成年後見制度もまだ知らない人が一定数いるので、関係機関と連携して、引き続き権利擁護の普及・啓発を進める必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①権利擁護の推進 最重点施策	障害のある人、認知症高齢者といった判断能力が十分ではない人の権利を守り、安心・安全な生活を確保するため、権利擁護に関する相談を実施します。 また、広域連携により権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。
②成年後見制度の利用促進	障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会や相談支援事業所と連携し、制度の周知を進めるとともに、その利用の支援を行います。
③障害のある人に対する差別・虐待の防止	障害を理由とする差別の解消に向け、国において整備されている「こどもネットワーク」の導入・活用を進めるとともに、関係機関との連携・情報共有を行い、虐待防止と早期発見・虐待発生時の迅速な対応に努めます。

▶ 基本目標 3. 自立と社会参加を促進する支援体制の整備

▶ 主な取り組み

(1) 一貫した教育支援体制の構築

【現状と課題】

本町では、令和3年度より下市小学校に通級指導教室を設け、特別支援学級に入級できない比較的軽度な障害のある児童などに対して、それぞれの特性に合わせた指導を行っています。特別支援教育の充実とともに、近年重要視されているインクルーシブ教育にもさらに取り組んでいきます。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①特別支援教育の充実 最重点施策	障害のあるすべての子どもが切れ目のない支援を受けられるよう、個別の教育支援計画・指導計画を策定するよう努力し、それをもとに各関係機関と連携を図りながら、適切な教育の充実に努めます。また、教職員に対して特別支援教育に関する理解を深めるための研修や交流会等を行います。
②療育相談体制の充実	障害のある子どもやその家族が充実した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな対応ができる相談体制の強化に努めます。
③発達障害への支援	発達障害の早期発見・療育に努めるとともに、発達障害に対する住民の理解を深めるための啓発等を行います。
④就学前教育の充実	就学前教育の充実に努めるとともに、障害のある子どもが、就学後においても必要な支援と適切な教育が受けられるよう、幼小および関係機関と連携を図り、一貫した支援ができる体制づくりに努めます。
⑤地域での子育て支援の充実	地域子育て支援センターを中心に子育て支援関係機関が連携し、支援を行える体制づくりと必要な支援の充実に努めます。

施策の推進方向	取り組み内容
⑥インクルーシブ教育システムの構築	すべての子どもの多様性を尊重し、それぞれの可能性を広げるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、支援が必要な子どもへ適切かつ必要な支援を行うため、一人ひとりのニーズを把握し、可能な限り合理的配慮を提供する中で、ともに学ぶことができるように努めます。
⑦障害の状態に応じた学習指導	障害の多様化、重度化等に対応するため、教員の専門知識、指導力の向上に努めます。
⑧学校施設・設備の整備改善	すべての児童生徒が安心・安全に生活できるよう、学校施設の整備・改修を行う際には、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化することをめざし、よりよい教育環境づくりに努めます。
⑨各種補助金の充実	「特別支援教育就学奨励費補助金」により、学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費を補助します。
⑩乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援	「五條・吉野地域自立支援協議会」の療育・教育部会において、行政と関係機関等が連携し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制づくりに向け協議・検討を行います。

▶ 主な取り組み

(2) 就労支援の充実

【現状と課題】

本町では、障害のある人の雇用促進を図るため、事業者への啓発・広報や多様な就労の場（福祉的就労）の確保、障害者就労施設等からの物品等の調達などに努めてきました。

しかし、当事者アンケートでは、18歳以上の人の平日日中の主な過ごし方について、収入を得る仕事をしている人は、全体の2割程度となっています。手帳等の種類別に見ると、身体障害者手帳は2割程度、療育手帳は4割程度、精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療は3割程度となっています。また、障害者の就労支援として必要なことは、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が34.1%で最も多く、次いで「職場の障害者理解」が31.4%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が28.0%で続いています。

団体・事業所調査では、福祉就労から一般就労の難しさ、就労定着支援等のサービス利用促進や関係機関等との連携を行いながら職場定着を進める必要があるとの意見が挙がっています。

多様な就業の機会と就労に向けた支援が必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①雇用・就労機会の拡大 最重点施策	関係機関と連携しながら、障害のある人の就労や職場定着に努め、短時間就労や在宅就労といった多様な就労形態を活用し、障害のある人の就労の場の拡大をめざします。
②事業者への啓発・広報	障害のある人の雇用促進を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、事業所等に対し労働環境の整備等に関するアドバイスや障害者雇用のための各種助成制度の周知を行います。
③多様な就労の場（福祉的就労）の確保	一般企業での就労が困難な人が支援を受けながら就労できるよう、「就労移行支援」「就労継続支援」といった多様な就労の場（福祉的就労）の確保に努めます。
④職業リハビリテーションの推進	障害のある人が就労を通じて社会参加や自立ができるよう、一人ひとりの能力と適性に応じた職業訓練の支援を行います。

施策の推進方向	取り組み内容
⑤公的機関における障害者雇用の促進	公的機関における積極的な障害者雇用を進めます。
⑥優先調達への推進	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設等における仕事の確保に取り組んでいきます。

▶ 主な取り組み

(3) 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

【現状と課題】

本町では、障害者団体に対して、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供を行うとともに、様々なスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ってきました。

引き続き、障害の有無にかかわらず、すべての住民が生きがいを持って生活を送れるよう、取り組む必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①スポーツ・文化芸術活動の振興とスポーツ・レクリエーション等の情報提供 最重点施策	障害の種別や程度にかかわらず、気軽にスポーツ活動や、文化・芸術活動に参加できる機会の充実に努めます。 また、趣味の活動や講座・体験などの場を提供し、地域住民とともに活動をしながら交流を図ります。 さらに、奈良県が開催している障害者作品展への出品などの文化活動や、団体等が開催しているスポーツ・レクリエーションに関する情報提供に努めます。

▶ 基本目標 4. 地域で安心して暮らせる環境の整備

▶ 主な取り組み

(1) すべての人にやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

本町では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰にでも利用しやすい公共施設等の整備を進めてきました。また、ノンステップバスの導入等の公共交通機関のバリアフリー化や、ガードレールやカーブミラーの設置などの道路整備を進めてきました。

当事者アンケートで、外出するときに困ったことについて、「特にない」が39.4%で最も多く、次いで「バスや鉄道などが利用しにくい（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が18.6%、「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」が11.4%で続いています。

団体・事業所調査では、道路や公共施設のバリアフリー化についての意見が挙がっています。

安全・安心な生活環境の整備について、道路や公共施設のバリアフリー化を進める必要があります。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①公共施設のバリアフリー化 最重点施策	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー法)及び「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備及び点検・改修を行います。 また、管理施設の点検・整備を実施するとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの視点を踏まえた整備に努めます。
②民間施設のバリアフリー化の促進	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、民間施設へのスロープや手すりの設置、障害者用トイレの整備等の促進に努め、誰もが快適に暮らせる環境づくりを推進します。

施策の推進方向	取り組み内容
③公共交通機関・道路等の整備	ノンステップバスの導入等の公共交通機関のバリアフリー化を引き続き進めます。また、歩行者等が安全に移動できるよう、段差解消などの道路の整備を進めていきます。
④交通安全運動の推進	住民一人ひとりに交通安全への意識の高揚を図ります。

▶ 主な取り組み

(2) 防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

「広報しもいち」や町のホームページ等を利用して防災・防犯等に関する知識の普及・啓発を行うとともに、障害のある人に配慮した避難所等のバリアフリー化を行ってきました。また、地区単位での自主防災組織の結成の促進や地域が主体となる見守り活動を推進してきました。さらに、避難行動要支援者名簿（台帳）を作成し、支援体制の強化に努めています。

当事者アンケートで、火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できない」は4割、「わからない」が2割となっています。また、火事や地震等の災害時の近所の助けの有無について、「わからない」が4割、「いない」が2割となっています。さらに、災害発生時に支援してほしいことは、「災害情報を知らせてほしい」が43.2%で最も多く、次いで「避難時の声かけをしてほしい」と「避難場所までの避難を支援してほしい」が、ともに34.8%、「必要な治療や薬を確保してほしい」が27.3%で続いています。

団体・事業所調査で、今後、下市町において重点的に取り組むべき施策（事業）として「緊急時・災害時の支援」が最も多くなっています。また、緊急時・災害時に、スムーズに支援できる体制や一般の避難所での生活が難しい人が安心して避難できる場所の確保などについて意見が挙がっています。

緊急時・災害時の支援について、災害情報の提供や避難時の声かけ・避難場所までの避難の支援、必要な治療や薬の確保などが必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①避難行動要支援者の支援体制の強化 最重点施策	避難行動要支援者名簿（台帳）の作成から、避難行動要支援者を把握するとともに、災害時に適切な支援が行えるよう、個別避難計画の作成に努めます。
②防災に対する意識の向上	「広報しもいち」や町のホームページ等を利用して防災等に関する知識の普及・啓発を行ってきました。今後も防災講座等を開催し、一層の意識向上に努めます。
③見守り活動の推進	緊急時に支援が必要な人の把握や安否確認が行えるよう、民生児童委員、住民、町社会福祉協議会等の協力を得て、地域が主体となる見守り活動を推進します。

施策の推進方向	取り組み内容
④避難所の整備	障害のある人に配慮した、避難所等のバリアフリー化に努めます。また、町内の福祉避難所の指定に努めます。
⑤防犯意識の向上	障害のある人が被害に遭わないように、関係機関・団体と連携を図り、被害の未然防止に努めます。また、「チャレンジ絆作戦」等の住民同士の声かけ運動等により、住民間の連帯意識を高め、犯罪の防止に努めます。

▶ 主な取り組み

(3) 人材の確保・育成

【現状と課題】

団体・事業所調査で、活動にあたって、職員の人材不足・人材育成といった問題が挙げられており、各種研修会や意見交換等の機会確保、近隣の市町村との協力、中長期的な人材確保に向けた福祉の仕事の魅力発信などの意見が挙がっています。

障害福祉にかかる人材の確保・育成に向けた取り組みが必要です。

▶ 詳しい内容

施策の推進方向	取り組み内容
①障害福祉人材の確保 最重点施策	奈良県内の医療系教育機関の活用、介護サービス事業所や奈良県福祉人材センター等との連携を図り、人材確保に努めます。 また、近隣市町村や南奈良総合医療センターとも連携し、人材確保に向けた検討を進めます。
②障害福祉人材の育成	「五條・吉野地域自立支援協議会」で研修・講演会を実施し、事業者の育成を行います。
③福祉職のイメージ刷新・魅力発信	福祉・介護を魅力ある職場のひとつとして認識してもらえるよう、福祉職として現場でいきいきと働く職員や関係者の声を、小・中学生等、若い世代に情報発信していきます。

第5章 計画の推進

1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携

本計画の推進にあたっては、障害者団体をはじめ、地域住民、民生児童委員、自治会などの地域組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障害者施策に関わる多様な機関と連携し、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組めます。

また、支援を必要とするすべての人が適切にサービスを受けられるよう、奈良県や近隣の市町村と積極的に情報・意見交換を行い、緊密な協力体制の構築に努めます。

2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画は、本町における障害者施策に関する指針となるもので、その内容は保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など、多岐にわたっています。そのため、庁内の関係各課と連携し、計画の推進にあたっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、必要な施策に取り組めます。

本計画の進捗状況については、点検・評価を行い、より効果的な取り組みの方法等を検討し、取り組みを改善していくことで、計画の適切な進行管理を進めます。

資料

1. 計画策定の経過

期日等	内容
令和3年6月14日から令和3年8月10日に実施 当事者アンケートの実施	障害者手帳を所持している人及び障害福祉サービスを利用されている人、精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている人を対象に、本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。
令和3年8月20日から令和3年9月13日に実施 団体・事業所ヒアリング調査の実施	町内の障害者団体、町内・近隣市町の事業者等を対象に本町に住む障害のある人が抱える問題や課題、福祉人材の確保等について実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。
令和4年2月17日から令和4年3月4日に実施 「五條・吉野地域自立支援協議会」より意見拝聴の実施	「五條・吉野地域自立支援協議会」全体会委員へ意見の拝聴を実施しました。 令和4年2月17日、令和4年3月4日を期限とし「下市町第4次障害者基本計画（案）」「下市町第6期障害福祉計画・下市町第2期障害児福祉計画（案）」について意見拝聴の依頼をしました。 意見数： 8件
令和4年2月21日から令和4年3月7日に実施 パブリックコメントの実施	令和4年2月21日から令和4年3月7日に、「下市町第4次障害者基本計画（案）」「下市町第6期障害福祉計画・下市町第2期障害児福祉計画（案）」について、パブリックコメントを実施しました。 意見数： 0件

2. 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱

五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第3項第1号の規定に基づき、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に居住する障害者が、地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に、五條・吉野地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(自立支援協議会を設ける市町)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる市町がこれを設ける。

五條市

吉野町

大淀町

下市町

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 医療機関を代表する者
- (4) 相談支援事業者を代表する者
- (5) 障害のある方の生活を支援する者
- (6) 当事者及び障害者関係団体
- (7) その他必要と認める者

2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 自立支援協議会を効率的に運営するため、協議会に専門的事項を検討する部会及び運営委員会を置く。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第2条に定める自治体の障害福祉事務統括者をもってあてるものとする。
- 3 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長になり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき、これを代行する。
- 6 会長及び副会長の任期は2年間とする。
- 7 会長及び副会長が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 地域の課題を協議するため、協議会に部会を設置することができる。

2 前項に掲げる部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。

4 部会長は、部会の活動報告や効果などを運営会議、全体会に報告する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、これを代行する。

6 部会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の方針等の円滑な運営を進めるため、地域課題の抽出・整理や困難事例への対応の在り方に関する協議をおこない、部会での検討を調整する。

2 運営委員会は次の者をもって構成し、必要に応じ開催する。

(1) 構成市町障害者福祉担当者

(2) 相談支援事業者

(3) 部会長

(4) その他障害当事者を含め運営に必要なアドバイザー等

(運営事務局)

第7条 協議会の構成市町と生活相談センターのどかが連携して活動内容を整理し連絡調整を行い、協議会の円滑な運営を進めるため、協議会に運営事務局を置く。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(報告)

第9条 協議会は、会議事項に関し必要な事項をその都度各市町長に報告するものとする。

(書記)

第10条 書記は、事務局の職員がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 五條・吉野地域自立支援協議会令和3年度全体会委員名簿

(順不同、敬称略)

種別	氏名	所属
会長	安川 武志	(社福) 三寿福祉会
副会長	吉村 直樹	吉野町 長寿福祉課
委員	池田 知一	(社福) 総合施設美吉野園 わーくさぽーと Pono 【就労支援部会長】
	新谷 省吾	下市町肢体不自由児・者父母の会 【生活支援部会長】
	細川 憲次	発達支援ルーム スマイルキッズ 【療育・教育支援部会長】
	柳生 善彦	奈良県吉野保健所
	森脇 聖子	下市公共職業安定所
	櫻本 旨代	(社福) 五條市あすなろ福祉会 あすなろ園
	小笠原 秀雄	(社福) 泰久会 障害者支援施設 仁優園
	吉川 宗近	(社福) すぎの子会 すぎの子苑
	菊谷 博樹	(社福) 総合施設美吉野園
	志茂 友紀	(社福) せせらぎ会 大淀園
	下城 宏章	(社福) 嚶鳴学院 五條学園
	川西 隆行	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
	—	五條市身体障害者福祉協会
	大谷 國代	五條市手をつなぐ育成会
	川上 暢造	吉野郡身体障害者連合会
	川本 もと子	吉野郡手をつなぐ育成会
	藤川 千恵子	吉野郡精神障害者家族会「秋桜」
		竹林 祐
オブザーバー	木村 淳志	中和圏域マネージャー
行政	岡 民長	五條市 あんしん福祉部 社会福祉課
	吉本 仁	大淀町 住民福祉部 福祉介護課
	中本 欽也	下市町 健康福祉課
事務局	小南 直也	(NPO) 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
	辻本 寿美子	(NPO) 吉野コスモス会 生活相談センターのどか

※【 】内、協議会での役職

下市町第4次障害者基本計画

発行：下市町役場 健康福祉課 障害福祉担当
〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地

電話：0747-68-9064

FAX：0747-52-0007